

第 3 期
関川村地域福祉計画
関川村地域福祉活動計画

関川村重層的支援体制整備事業実施計画
関川村成年後見制度利用促進基本計画
関川村再犯防止推進計画

令和 8(2026)年度～令和 12(2030)年度

令和 8(2026)年 3 月
関川村
社会福祉法人 関川村社会福祉協議会

はじめに



令和8年3月

関川村長 加藤 弘

はじめに



令和8年3月

社会福祉法人 関川村社会福祉協議会
会長 高橋 一裕

目次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の趣旨と背景	1
2	地域福祉とは	2
3	計画の位置づけと法的根拠	3
4	SDGsの目標を念頭においた地域福祉の推進	7
5	計画期間	8
6	計画の策定体制	9
第2章	本村をとりまく地域福祉の現状	
1	統計データからみる本村の現状	10
2	アンケート調査からみる村民意識	16
3	地域福祉の視点からみる本村の現状と課題	26
第3章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	32
2	基本目標	33
3	計画の体系	34
第4章	地域福祉施策、地域福祉活動の展開	
	基本目標1 地域活性化	
	「地域の力を活かした地域福祉の推進」	35
	基本目標2 基盤整備	
	「必要な支援がいつでも受けられる基盤の整備」	38
	基本目標3 支え合い	
	「誰ひとり取り残さない支援体制の充実」	43
	基本目標4 安心・安全	
	「安心・安全に暮らせる福祉の仕組みづくり」	46
第5章	重層的支援体制整備事業実施計画	50
第6章	成年後見制度利用促進基本計画	59
第7章	再犯防止推進計画	64

第8章 計画の推進

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- 2 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

資料編

- 関川村地域福祉計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・ 67
- 関川村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・ 68
- 関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・ 69
- 第3期関川村地域福祉活動・関川村地域福祉活動計画の策定経過・・・・・・・・ 70
- パブリックコメント結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

人口減少や少子高齢化の進行に加え、個人の価値観の多様化等により、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域住民相互のつながりや家庭で支え合う力が弱まりつつあり、地域社会のあり方も大きく変化してきています。さらに、自然災害や感染症などの脅威や不安も高まり、社会参加の機会の減少や経済的な困窮の問題も深刻化しました。

そのような中、地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、ダブルケア・ヤングケアラー・8050問題・ひきこもり・社会的孤立など、課題が複数の分野にまたがっていたり、制度の狭間になっていたりするため、包括的に支援することが必要とされています。そのためには、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない複合的な課題や制度の狭間の課題等に対応していくため、「支え手」「受け手」という関係によることなく、誰もが生きがいをもって地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現を目指していくことが重要です。

このため国においては、地域共生社会を具体化する事業として、社会福祉法の改正により、「重層的支援体制整備事業」を創設しました。これにより、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。

また、国際的には、2030年までに豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」が国連で採択されました。日本でも政府や民間企業が一体となり、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取組を進めています。一人ひとりが自分らしく生きるため、国籍、性別、年齢、障がいの有無、性的指向、宗教など、多様性を尊重し、支え合いながら共に暮らしていくことのできる社会が求められており、関川村(以下、「本村」という。)においてもSDGsの目標を踏まえ、施策を推進していく必要があります。

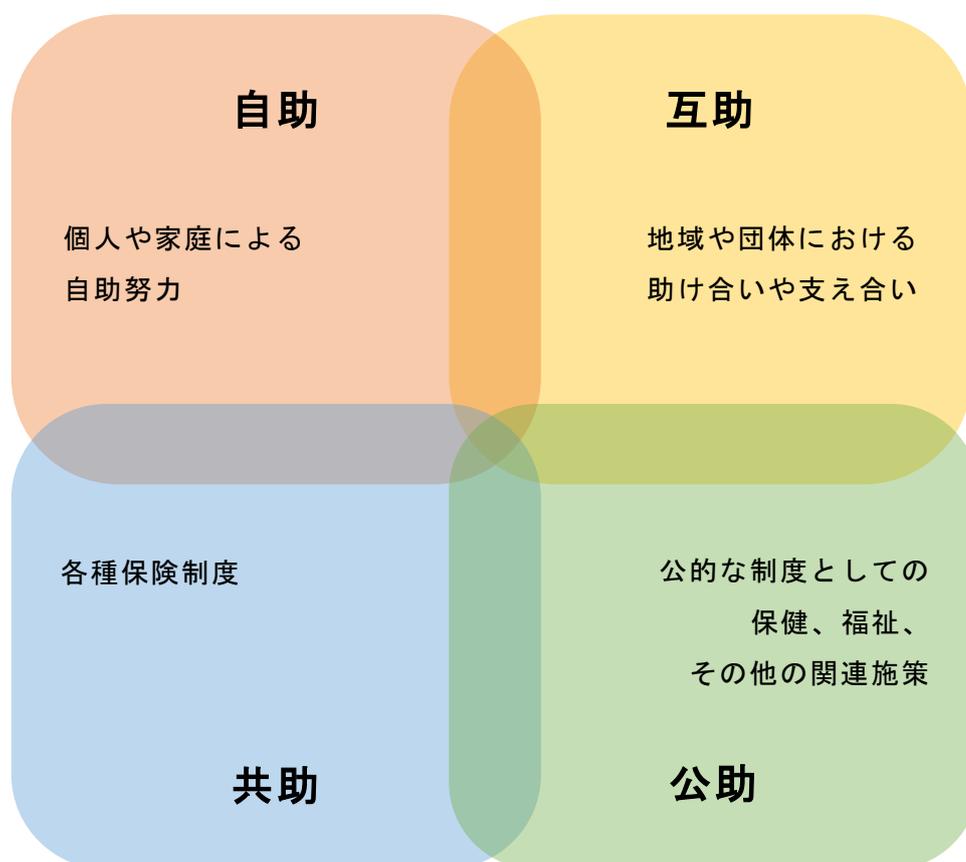
こうした状況を踏まえて、本村においては地域福祉をより推進するため、これまで取り組んできた第2期計画の成果と課題等、振り返りの結果を踏まえ、引き続き本村が策定する「地域福祉計画」と、関川村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的な計画として令和8年度からの第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画(以下、「第3期計画」という。)を策定します。

2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で年齢や障がいの有無に関わらず安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉に携わる団体、機関等が互いに協力し、住民同士が互いに助け合うことのできる関係やそのための仕組みをつくることです。

近年、地域における福祉課題は多様化・複雑化しており、ちょっとした暮らしの支援を必要とする場合から、専門的な知識・技術を必要とする場合まで様々です。こうした課題に対して、柔軟で細やかな支援が求められますが、行政や福祉関係者のみで対応することが難しくなっています。一方で、身近に暮らす人だからこそ気づく課題や、お互いの声かけ・見守りによって対応できる課題もあります。地域福祉を進めていくには、様々な主体がこうした多種多様な課題に対する共通認識をもち、それぞれの役割を理解し、主体的に取り組むことが大切です。

また、地域福祉を推進するためには、「自助：個人・家庭の取り組み」、「互助：地域の取り組み」、「共助：社会保障等」、「公助：行政の取り組み」を基本として、それぞれの役割の中でお互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を重層的に組み合わせて推進していくことが重要です。



3 計画の位置づけと法的根拠

(1) 地域福祉計画について

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条第一項に基づく「市町村地域福祉計画」であり、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を示す、福祉分野の「上位計画」として位置付けられています。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

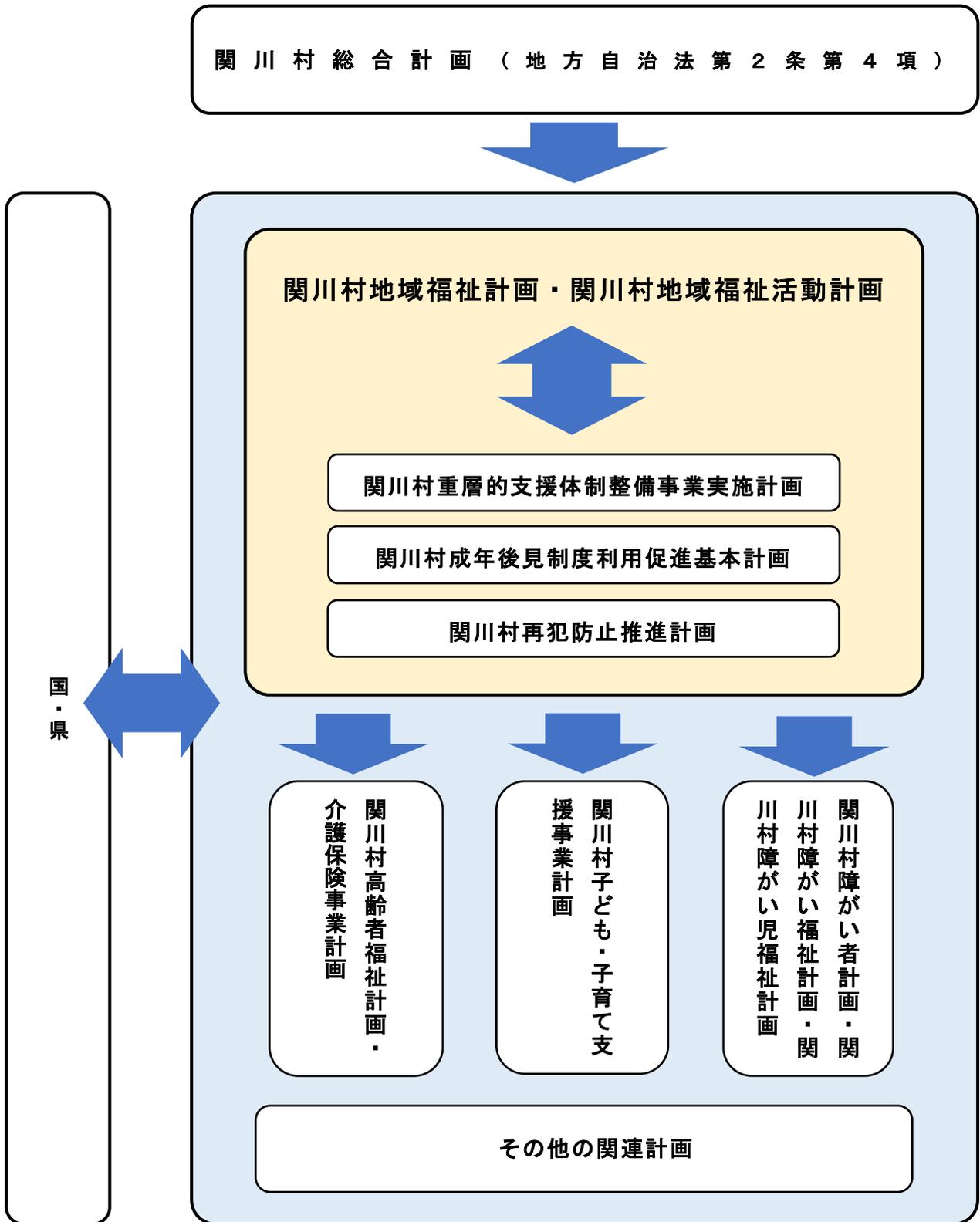
四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画と関連計画とのかかわり

地域福祉計画は、本村全体の基本方針である関川村総合計画の福祉分野の各論を示す計画であり、行政で推進すべき福祉の施策の方向性を示すとともに、福祉の分野別に設定された個別計画、その他福祉に関連する計画と整合性を取りつつ、共通して取り組むべき事項等を示す計画です。また、その他の各論、福祉分野以外の住民生活に係る諸分野の計画とも整合性を取りつつ策定されます。

■本計画と関連する計画との関係



（３）地域福祉活動計画について

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条に定められた「社会福祉協議会」が主体となり、地域住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者等が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（４）地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定

「地域福祉計画」は、すべての住民が、自分たちの暮らす地域で、共に支えあいながら、地域での生活上の問題を解決したり、日常生活において自立を支援したりする体制の基盤づくりを、住民、福祉事業者、関係機関等や行政の協働により推進していく上での指針となる計画です。

また、関川村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられた社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う人、社会福祉を目的とする事業を経営する人が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

本計画は、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定し、互いに連携し、共通の目標に向かって施策を推進することで、さらなる地域福祉を進展させていきます。

（５）重層的支援体制整備事業実施計画について

令和 3 年 4 月 1 日施行の社会福祉法においては、第 106 条の 4 において、「重層的支援体制整備事業」について規定され、第 106 条の 5 では、本事業を実施する際、市町村は事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するように

努めることとしています。

重層的支援体制整備事業は、複雑化・複合化する地域住民の課題に対応する目的で、既存の相談支援の取組を生かしつつ、包括的な支援体制を整備する一手法として創設された事業です。3つの支援（相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を一体的に実施するもので、本村では、重層的支援体制整備事業実施計画を本計画に包含することで一体的な支援を図ります。

（6）成年後見制度利用促進基本計画について

成年後見制度は、認知症、知的障がいや精神障がいなどによって、判断能力が十分ではない人の生命・身体・権利・財産を守るための制度として、平成12年に介護保険制度の開始とともに導入されました。

認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理または日常生活等に支障がある人を地域社会全体で支え合うことが課題となっています。しかしながら、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少なく、十分に活用されていない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「促進法」という。）が施行され、同法に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定されました。その中で、市町村が基本計画を勧案して成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な計画を定めるよう努めるものとされています。

このことから、本村では、認知症、知的障がいや精神障がいなどにより、判断能力が不十分となっても、誰もが住み慣れた地域で、尊厳を持って生活ができるよう、関川村成年後見制度利用促進基本計画を本計画と一体的に策定し、取り組むものです。

（7）再犯防止推進計画について

平成28年12月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」という。）が成立・施行され、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、再犯防止等に関する取組を国・地方公共団体・民間が一体となって推進するため、地方公共団体における地方再犯防止計画の策定が努力義務化されました。

犯罪をした人又は非行少年（非行のある少年）若しくは非行少年であった人（以下、「犯罪をした人等」という。）の中には、安定した仕事や住居がない、薬物やアルコール等への依存がある、高齢で身寄りがないなど、地域社会において生活する上で様々な課題や「生きづらさ」を抱えている人が多く存在し、そのような人の再犯を防止するためには、就労、住居、保健医療、福祉等、地域福祉に関する取組みを総合的に推進することが重要です。

そのため、「関川村再犯防止推進計画」は、再犯防止推進法第8条の規定に基づく計画として、本計画と一体のものとして策定するものです。

4 SDGs の目標を念頭においた地域福祉の推進

SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) とは、平成 13 (2001) 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」を理念として、経済・社会・環境をめぐる様々な課題に取り組むものです。

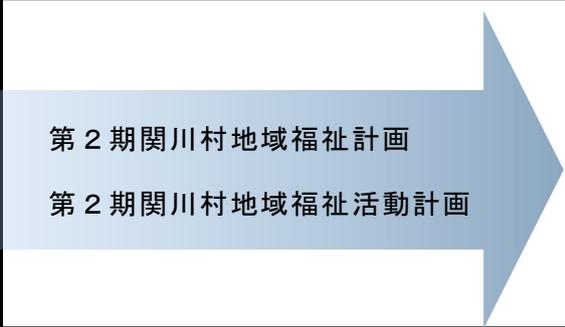
本村は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題の解決に向けて、関川村総合計画と SDGs を一体的に推進しています。「誰一人取り残さない」という理念は、「地域共生社会」の考え方につながるものであり、本計画においても、関連する SDGs の目標を念頭におき、地域福祉を推進していきます。



5 計画期間

本計画は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 か年計画とし、変化する社会情勢や、関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

■本計画の計画期間と関連する計画の期間

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
									
第 2 期関川村地域福祉計画 第 2 期関川村地域福祉活動計画					第 3 期関川村地域福祉計画 第 3 期関川村地域福祉活動計画				
第 6 次関川村総合計画					第 7 次関川村総合計画				
					関川村重層的支援体制整備事業実施計画				
					関川村成年後見制度利用促進基本計画				
					関川村再犯防止促進計画				
第 2 期関川村子ども・子育て支 援事業計画				第 3 期関川村子ども・子育て支援事業 計画			第 4 期		
第 8 期関川村高齢者福 祉計画・介護保険事業 計画		第 9 期関川村高齢者福 祉計画・介護保険事業 計画		第 10 期関川村高齢者 福祉計画・介護保険事 業計画		第 11 期計画			
第 3 期関川村障がい者 計画		第 4 期関川村障がい者計画					第 5 期 計 画		
第 6 期関川村障がい福 祉計画 第 2 期関川村障がい児 福祉計画		第 7 期関川村障がい福 祉計画 第 3 期関川村障がい児 福祉計画		第 8 期関川村障がい福 祉計画 第 4 期関川村障がい児 福祉計画		第 9 期 第 5 期 計 画			
関川村自殺防止計画		第 2 期関川村自殺防止計画					第 3 期計画		

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、各集落の区長、関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画策定委員向けアンケート調査及び第2期計画期間中に実施した福祉に関する各種アンケート調査、パブリックコメントを実施し、村民の意見を広く反映できるように努めるとともに、関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画策定委員会において、検討・調整を図りました。

(1) アンケート調査

村民の地域福祉に関する意識や生活課題などの意向を計画に反映させるため、各集落の区長向けにアンケートを実施した他、第2期計画期間中に実施した「関川村民の日常生活のお困りごとに関するアンケート調査」等、福祉に関する村民向けアンケート調査の結果を計画策定に反映することで広く村民の意見を取り入れられるよう努めました。

(2) 関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画策定委員会

本計画の策定にあたり、地域住民、医療・福祉関係者、教育関係者、学識経験者等の代表者を委員とする関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画策定委員会を設置し、各分野から選出した13名に委員を委嘱して3回の策定員会を開催し検討を重ねました。

(3) 関川村健康福祉課、関川村社会福祉協議会

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の相互に連携した計画となるよう、関川村と関川村社会福祉協議会で協力し計画を策定しました。

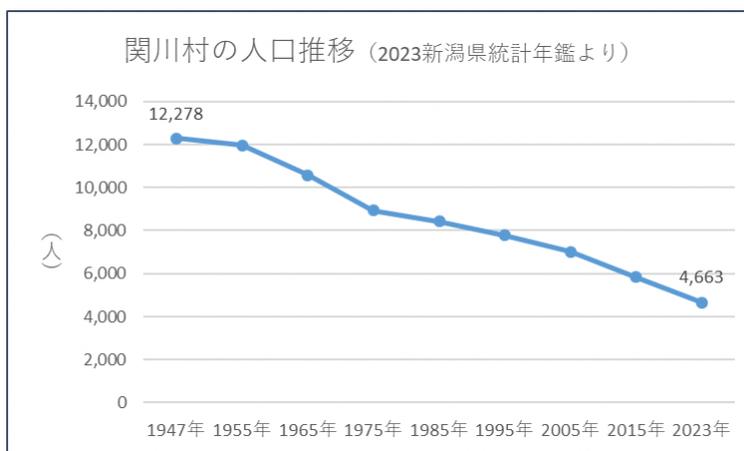
第2章 本村をとりまく地域福祉の現状

1 統計データからみる本村の現状

(1) 人口の推移

村の人口は、1947年の12,278人をピークに減少傾向が続いており、1960～1980年代にかけて人口は徐々に減少、2000年以降は減少ペースが加速し、2010年代から顕著に人口減少が進んでいる状況です。2025年9月現在の推計人口は4,577人で、2020年～2024年までの状況を見ると、平均150人前後のペースで減少していて、自然減の割合が大きくなっています。2023年の国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によれば、現人口と比較して、2050年には約50%になる2,300人程度まで減少、2070年には約24%になる1,100人程度まで減少することが予測されています。その際の高齢化率は、2050年で約55%、2070年で約60%と推測され、現在の46%を大きく上回ります。老年人口（65歳以上）が生産年齢人口（15歳以上64歳未満）を上回ることが予測され、将来的に村全体の活力を維持していくことが大きな課題です。

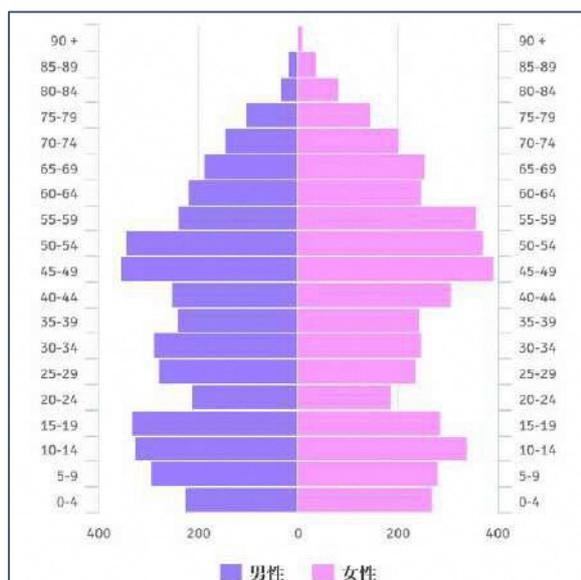
【これまでの人口推移】



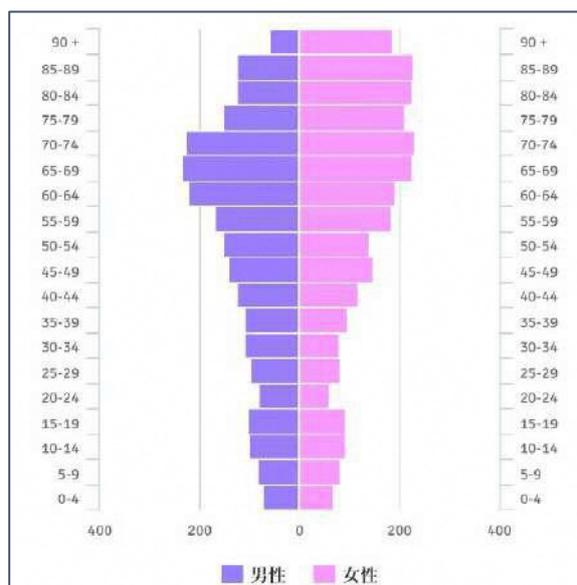
【村の将来人口推計】



【村の人口構造】 ※社人研「日本の地域別将来推計人口」を参考にグラフ作成



1980年の人口構造



2020年の人口構造

(2) 人口減少による地域への影響

人口減少は、住民生活にも大きな影響を与えます。集落やコミュニティ組織の担い手不足は、住民同士の交流の機会の減少を招き、地域のつながりや賑わいが失われるなど、集落やコミュニティ機能を維持できなくなる恐れがあります。また、村の防災面で大きな役割を果たしている消防団員数の減少は、地域の防災力を低下させる懸念があります。

住民の日常生活を支える上下水道などのインフラ施設のほか、小売業、飲食業、医療機関、公共交通等の生活関連サービスは一定の人口規模の上に成り立っていますが、人口減少によってサービスの立地に必要な人口規模を割り込めば、生活関連サービスの撤退が進み、日々の生活がさらに不便になる恐れがあります。

(3) 年齢別人口構成

(単位：人)

年 \ 年齢	総数	0～14歳	15～64歳	65歳～
2010(平22)年	6,438	697	3,432	2,309
2015(平27)年	5,829	601	2,946	2,282
2020(令2)年	5,144	467	2,458	2,219

(資料：国勢調査)

(4) 出生数および合計特殊出生率の推移

結婚から妊娠、出産、育児とそれぞれの段階に応じた切れ目のない子育て支援策を実施することで、出生率の向上を図ります。

具体的には、合計特殊出生率を「2035年までに1.6、2050年までに2.07」となることを目指します。これは、一人の女性が一生のうちで2人以上の子どもを産むということを目指とするもので、「2.07」は前述したとおり、人口を長期的に維持する目安とされているものです。行政だけではなく、企業等を含めて地域全体で子育てを支援していくという意識を高めていくことが必要になります。

【村と全国の合計特殊出生率の比較】

※2024 新潟県福祉保健年報を参考に5年ごとの平均値を算出

平均値	2009～2013年	2014～2018年	2019～2023年
関川村	1.67	1.55	1.17
新潟県	1.41	1.42	1.30
全国	1.39	1.43	1.29

(5) 高齢者人口等の推移

当村の総人口は減少しておりますが、高齢化率は増加傾向にあります。

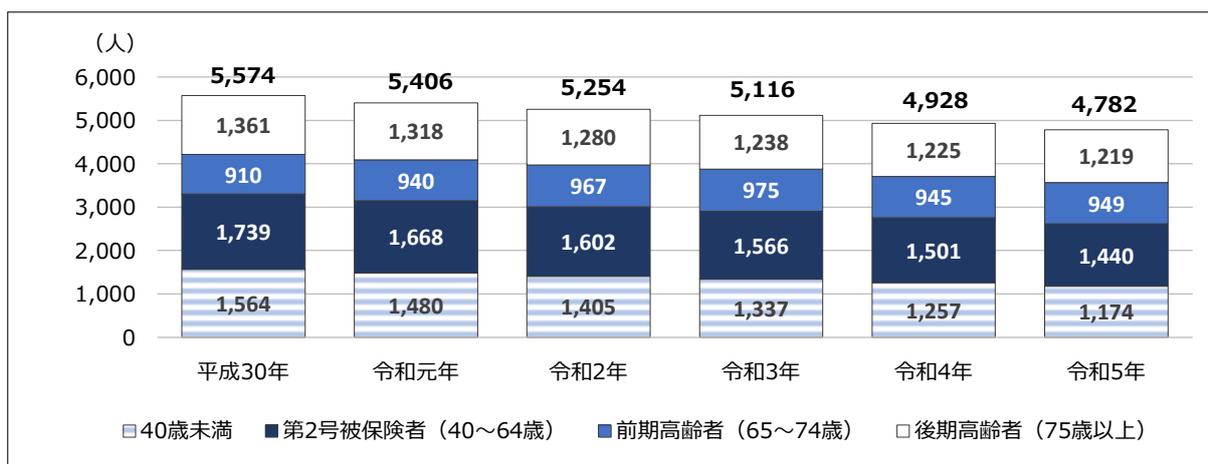
【高齢者等の人口推移】

計画期別		7期			8期		
年度 (西暦)		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
総人口(以下単位:人)		5,574	5,406	5,254	5,116	4,928	4,782
40歳未満		1,564	1,480	1,405	1,337	1,257	1,174
第2号被保険者(40～64歳)		1,739	1,668	1,602	1,566	1,501	1,440
第1号被保険者(65歳以上)		2,271	2,258	2,247	2,213	2,170	2,168
うち前期高齢者(65～74歳)		910	940	967	975	945	949
うち後期高齢者(75歳以上)		1,361	1,318	1,280	1,238	1,225	1,219
高齢化率	関川村	40.7%	41.8%	42.8%	43.3%	44.0%	45.3%
	新潟県	31.9%	32.4%	32.9%	33.4%	33.7%	34.0%
	全国	28.1%	28.4%	28.7%	29.1%	29.1%	29.1%

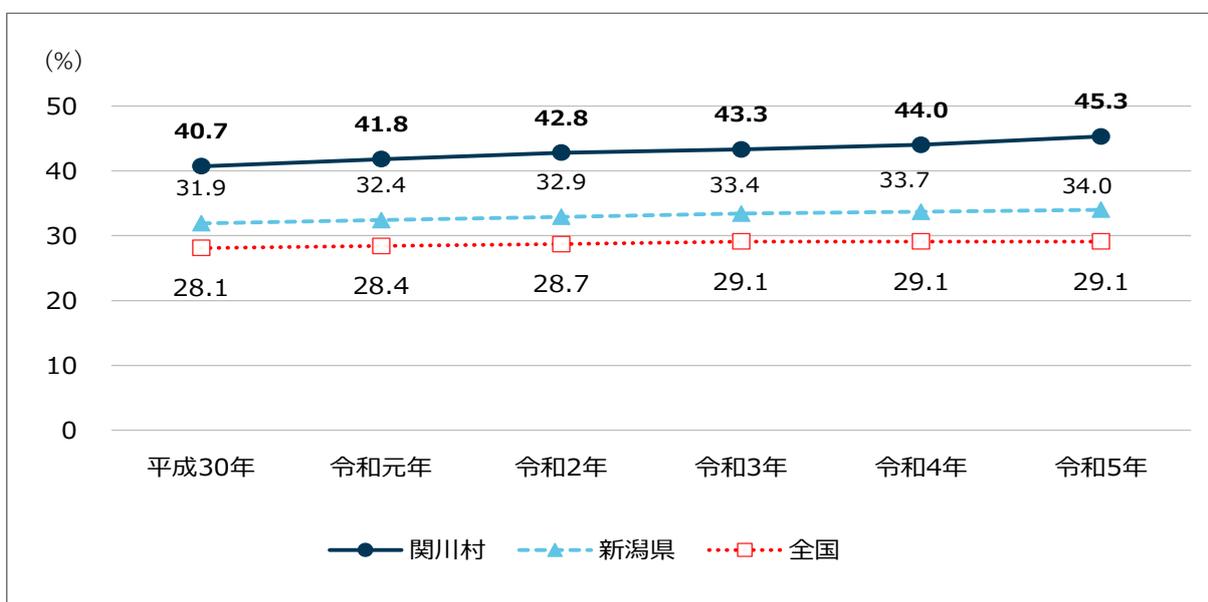
※資料1：平成30年～令和4年度の総人口、第2号被保険者数は「住民基本台帳」。第1号被保険者数は「介護保険事業状況報告年報」。

※資料2：令和5年度数値は地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

[人口の推移]



[高齢化率の推移]



【高齢者世帯の推移】

(単位：世帯数)

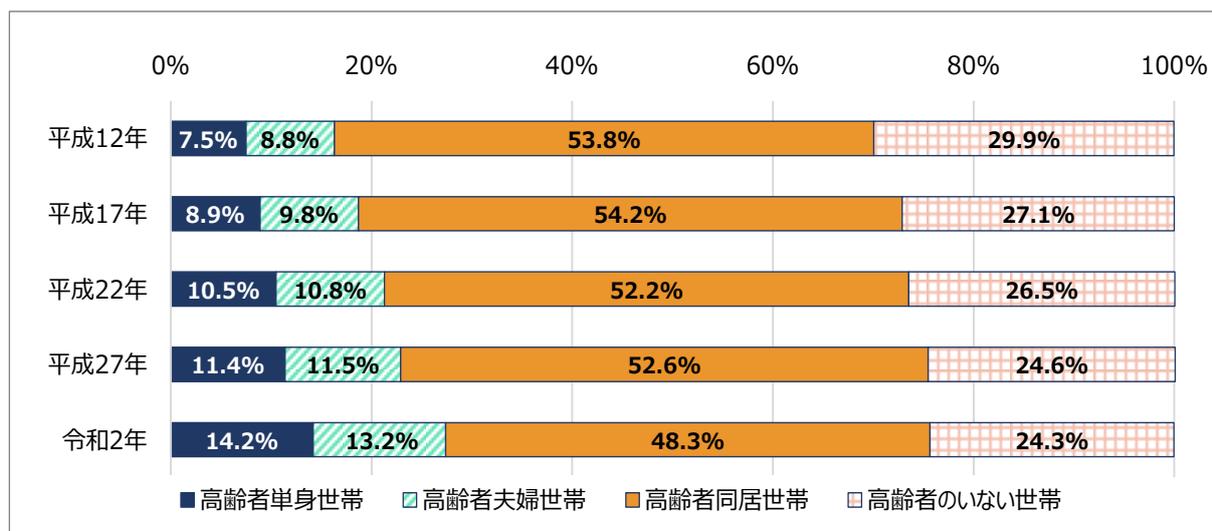
区分		一般世帯				
		総数	高齢者 単身世帯	高齢者 夫婦世帯	高齢者 同居世帯	高齢者の いない世帯
平成12年 (2000年)	世帯数	2,033	153	179	1,093	608
	構成比	100.0%	7.5%	8.8%	53.8%	29.9%
平成17年 (2005年)	世帯数	1,978	177	193	1,072	536
	構成比	100.0%	8.9%	9.8%	54.2%	27.1%

平成 22 年 (2010 年)	世帯数	1,935	203	209	1,011	512
	構成比	100.0%	10.5%	10.8%	52.2%	26.5%
平成 27 年 (2015 年)	世帯数	1,841	210	211	968	452
	構成比	100.0%	11.4%	11.5%	52.6%	24.6%
令和 2 年 (2020 年)	世帯数	1,751	249	232	845	425
	構成比	100.0%	14.2%	13.2%	48.3%	24.3%

※資料：地域包括ケア「見える化」システム

※一般世帯総数：一般世帯数は、世帯総数から学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、矯正施設の入所者等から成る施設等の世帯を除いた世帯数を意味します。

【高齢者世帯の推移】



(6) 障害者手帳所持者数の推移

本村の障害者手帳を所持している人は下表のとおりです。身体障害者手帳所持者は減少傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
身体障害者手帳	291	277	266	257	245
療育手帳	66	65	63	64	65
精神障害者保健福祉手帳	42	40	43	44	49

※ 各年度 4 月 1 日現在

(7) 生活保護世帯（人員）の推移

本村の生活保護世帯、人員の推移をみたものです。令和7年度では39世帯、51人となっています。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保護世帯数(世帯)	37	34	34	35	39
保護人員(人)	45	38	39	44	51

※ 各年度4月1日現在

(8) 老人クラブ

老人クラブは、仲間づくり、趣味の活動、社会奉仕活動などを行っています。令和7年4月1日現在、18の老人クラブがあり、583人が加入していますが、クラブ数、会員数ともに減少傾向にあります。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
単位クラブ数	20	20	19	18	18
会員数(人)	675	677	645	610	583

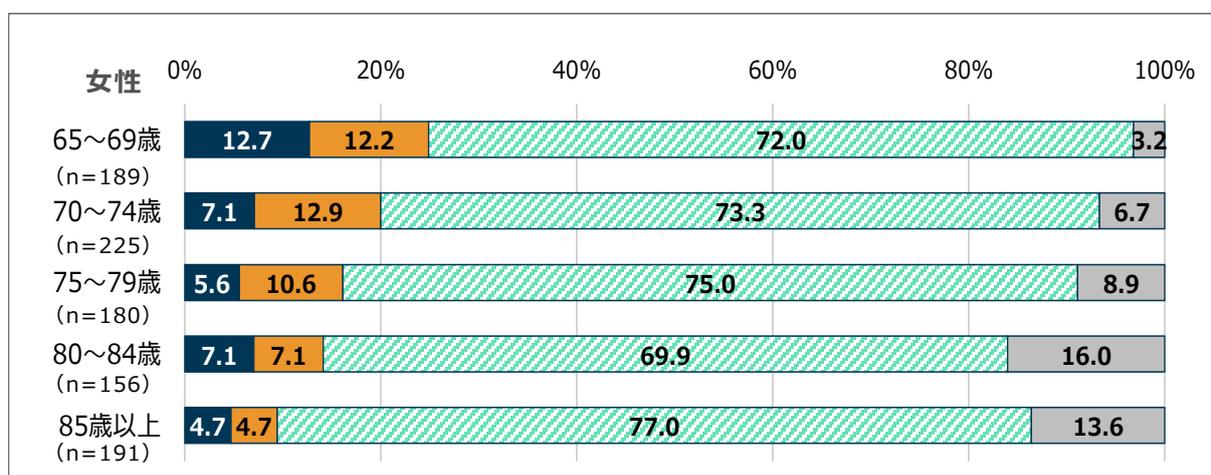
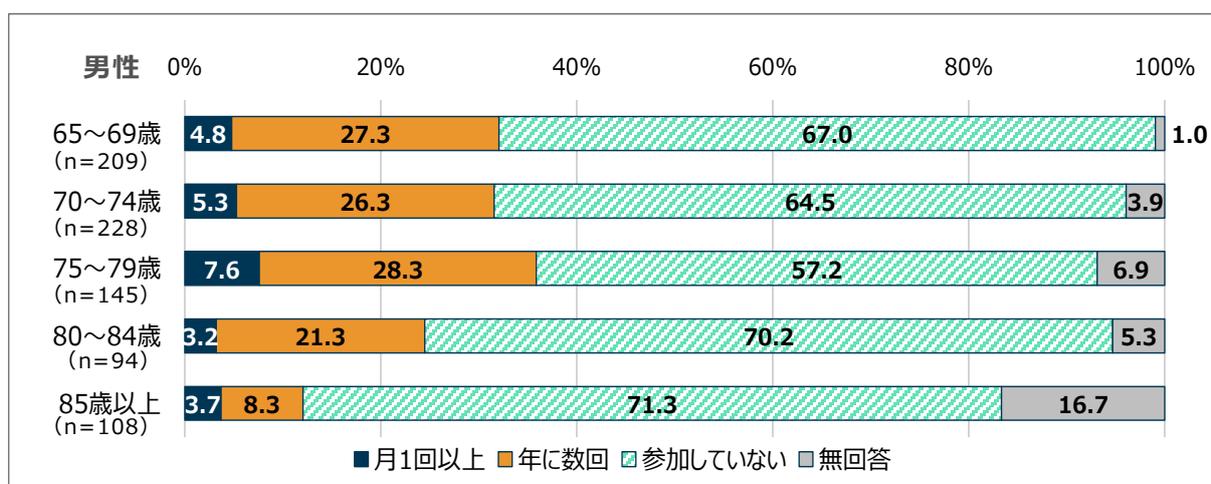
※ 各年度4月1日現在

2 アンケート調査からみる村民意識

(1) 地域での活動について

■ ボランティアのグループにどのくらいの頻度で参加していますか

性別・年齢別にみると、「月1回以上」参加している割合は女性のほうが高くなっていますが、「年に数回」参加している割合は男性のほうが高くなっています。



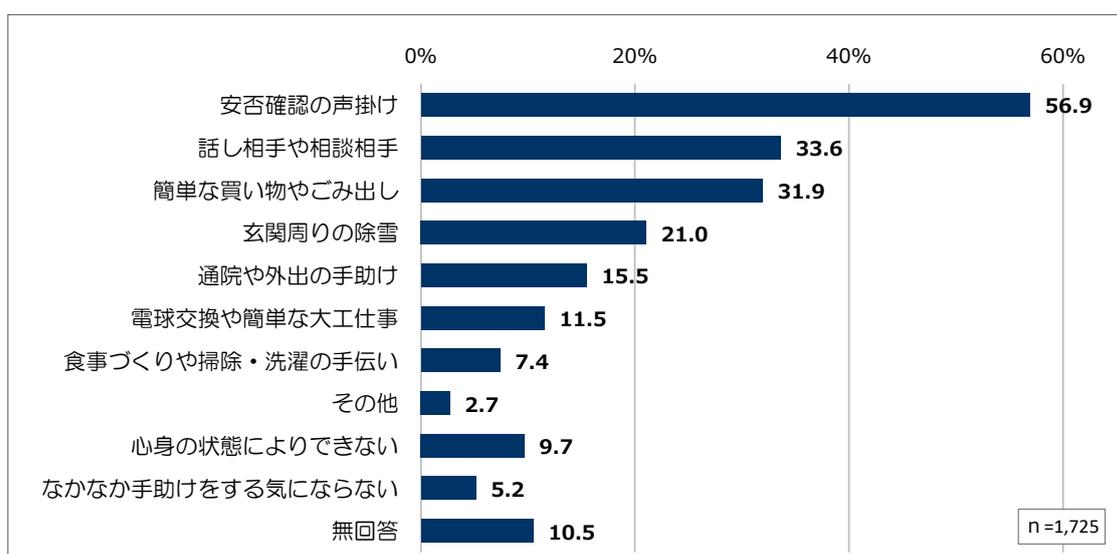
(資料：令和4年度 関川村 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書)

(2) 助け合いについて

■ご近所に手助けを必要とする方がいる場合に、あなたはどんな手助けができますか (複数回答)

「安否確認の声掛け」が56.9%と最も高く、次いで「話し相手や相談相手」が33.6%、「簡単な買い物やごみ出し」が31.9%となっています。

性別・年齢別にみると、男性は「玄関周りの除雪」の割合が高くなっています。女性は「簡単な買い物やごみ出し」「話し相手や相談相手」の割合が高くなっています。男性・女性ともに80歳以上で「心身の状態によりできない」の割合が高くなっています。



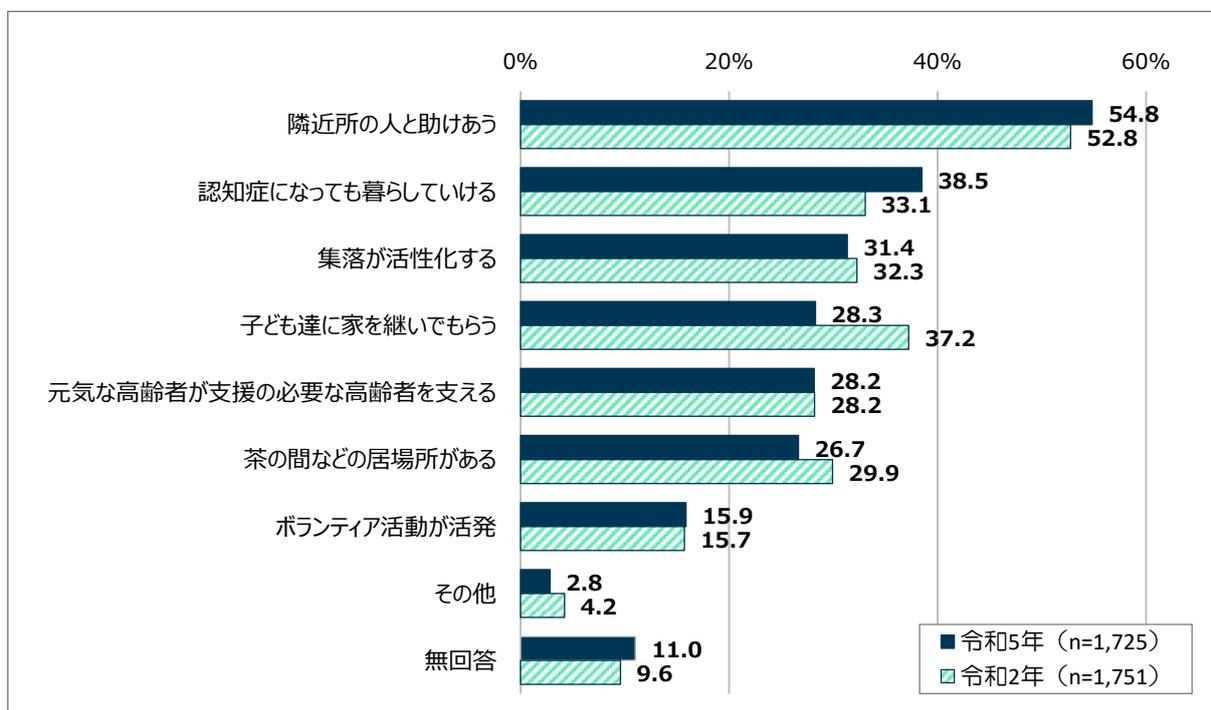
※ 令和2年の調査にこの設問はありませんでした。

(資料：令和4年度 関川村 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書)

(3) 今後の暮らしについて

■これから暮らしていく関川村の姿（高齢者が元気で暮らし続けることができる村）にするためにどのようなことが必要ですか（複数回答）

「隣近所の人と助けあう」が54.8%と最も高く、次いで「認知症になっても暮らしていける」が38.5%、「集落が活性化する」が31.4%となっています。令和2年の前回調査で2番目に割合が高かった「子ども達に家を継いでもらう」は8.9ポイント低くなり、28.3%となっています。

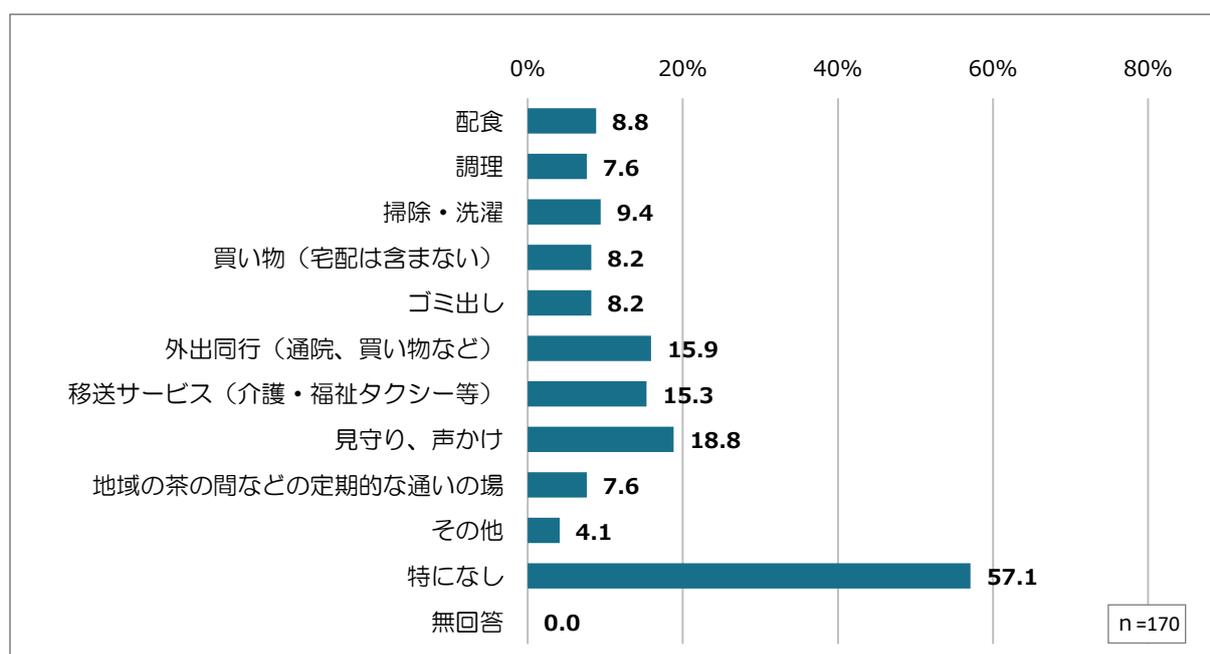


(資料：令和4年度 関川村 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書)

(4) 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス

■今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答ください（複数回答）

在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとしては、「見守り、声かけ」が 18.8%と最も高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」が 15.9%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が 15.3%などとなっています。「特になし」は 57.1%となっています。



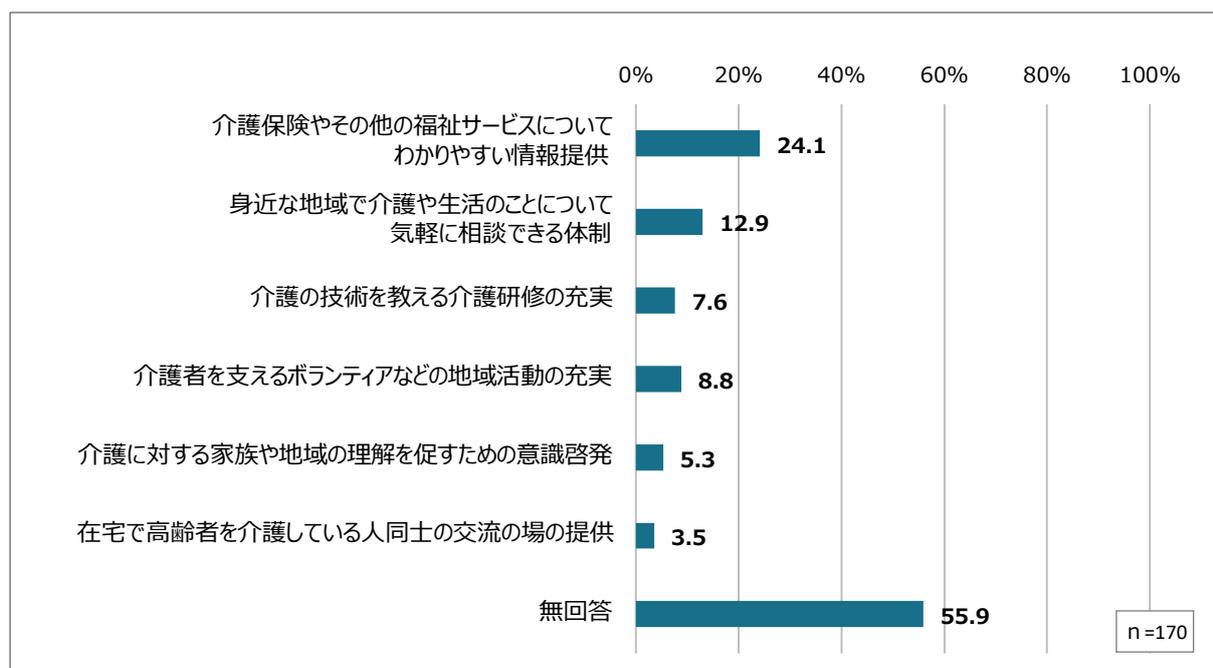
※ 介護保険サービス、介護保険以外の支援・サービスともに含みます。

（資料：令和4年度 関川村 在宅介護実態調査報告書）

(5) 在宅介護継続に必要な支援

■次の中に在宅介護を継続のために必要だと思う支援はありますか（複数回答）

「介護保険やその他の福祉サービスについてわかりやすい情報提供」が24.1%などとなっています。

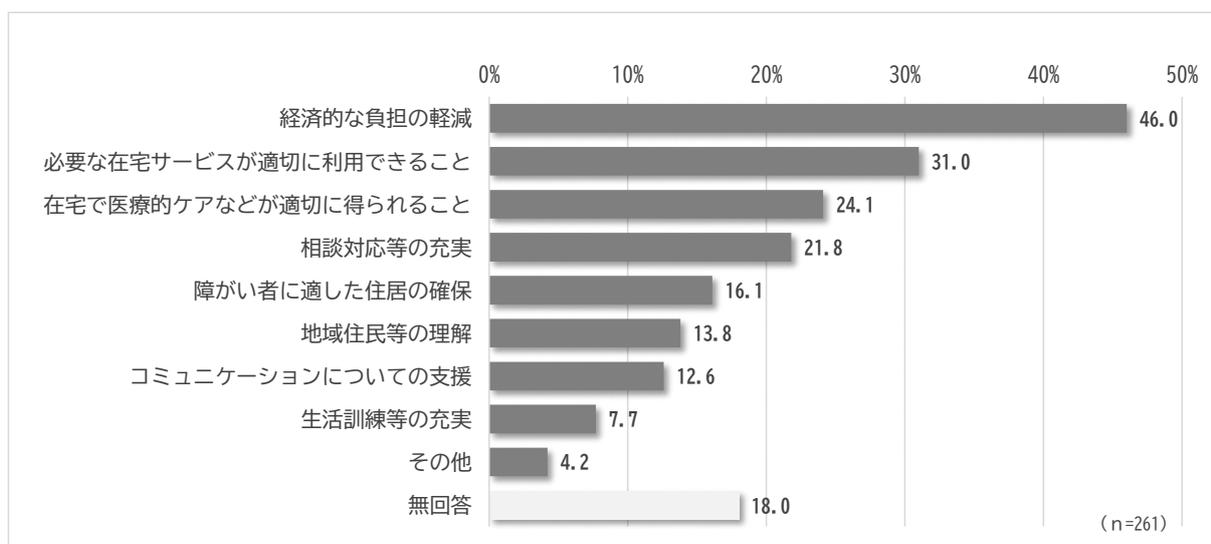


(資料：令和4年度 関川村 在宅介護実態調査報告書)

(6) 必要な支援

■希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。(複数回答)

「経済的な負担の軽減」が46.0%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が31.0%、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が24.1%、「相談対応等の充実」が21.8%などとなっています。

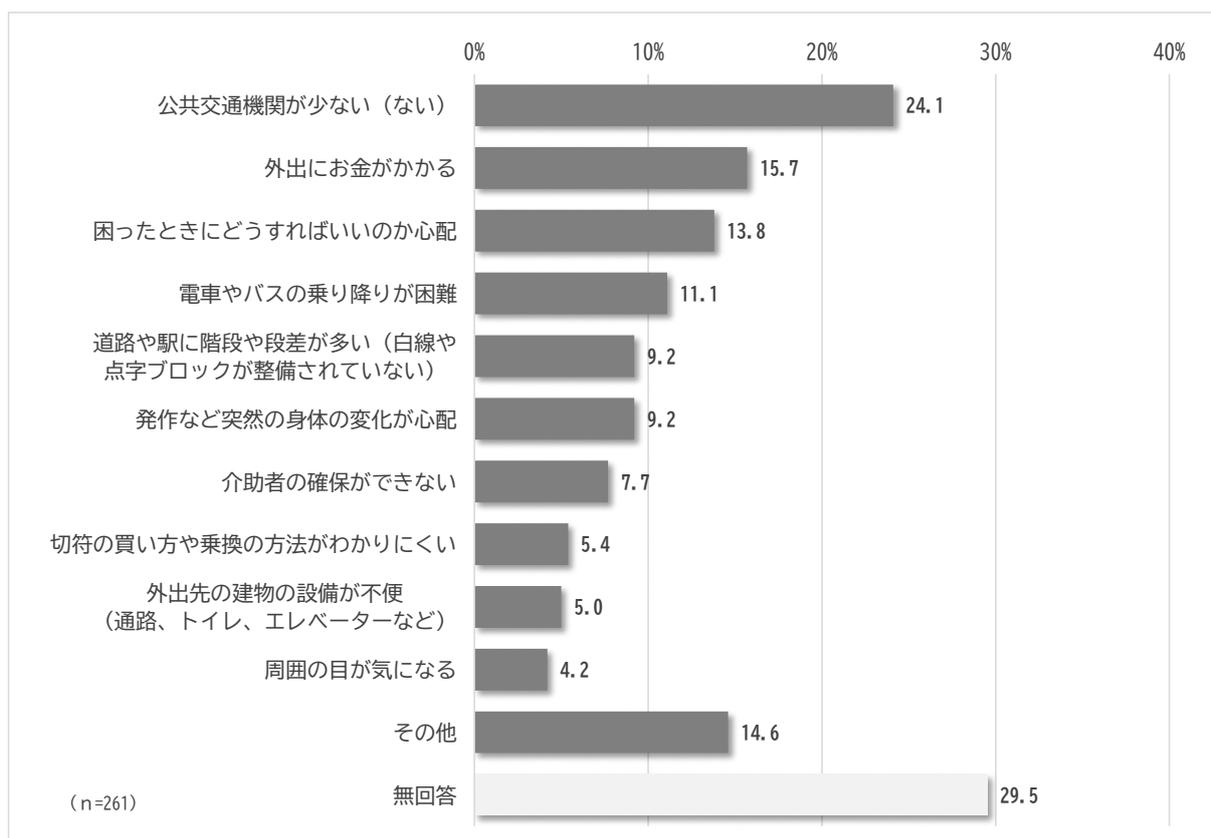


(資料：令和5年度 関川村 福祉に関するアンケート調査報告書)

(7) 外出時に困ること

■あなたが、外出するときに困ることは何ですか。(複数回答)

「公共交通機関が少ない(ない)」が24.1%と最も高く、次いで「外出にお金がかかる」が15.7%、「困ったときにどうすればいいのか心配」が13.8%などとなっています。



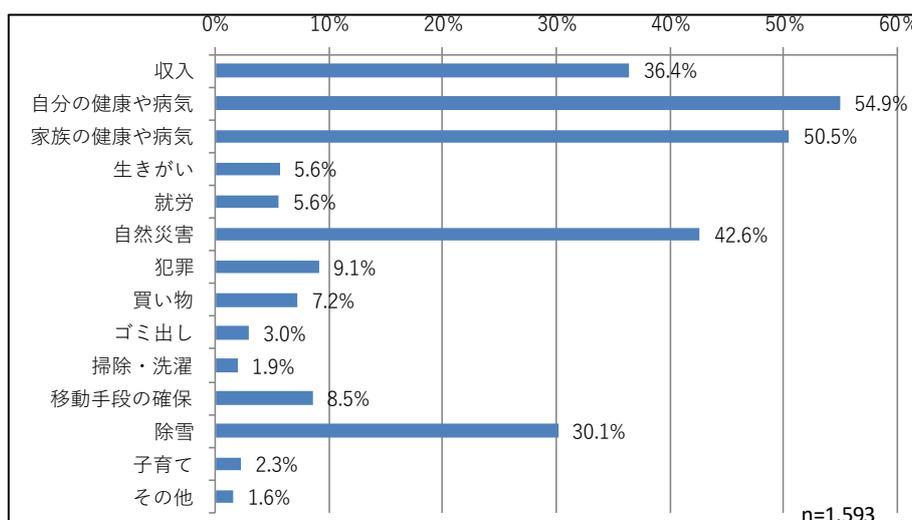
※「その他」は相手の話がよく聞こえない、車に乗れなくなり不便などとなっています

(資料：令和5年度 関川村 福祉に関するアンケート調査報告書)

(8) 令和4年度関川村民の日常生活のお困りごとに関するアンケート調査結果

■あなたが日常生活において不安に思っていることは何ですか。(複数回答)

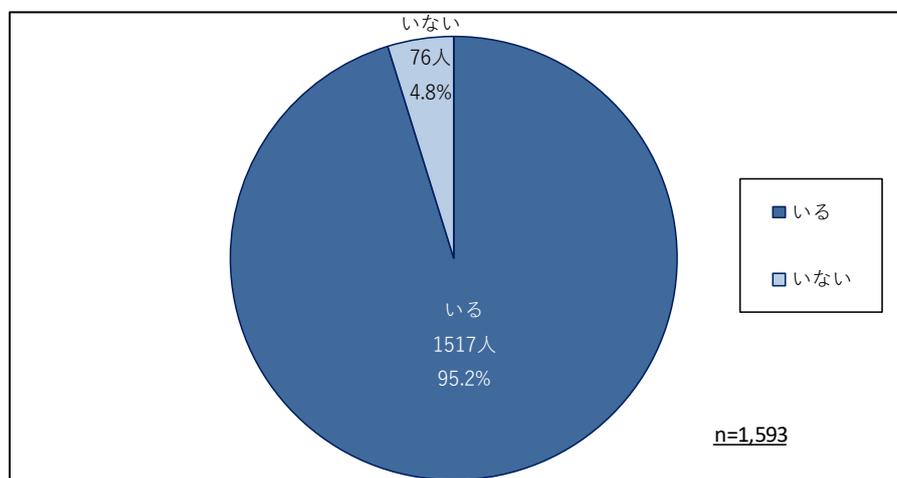
「自分の健康や病気」が54.9%と最も高く、次いで「家族の健康や病気」が50.5%、「自然災害」が42.6%などとなっています。「その他」の主な回答としては、「家計」「物価」「将来の暮らし」「跡継ぎ」「孤独」「孤立」「緊急連絡先」「住まい」「生活環境」「災害時の暮らし」「農業」などが上げられています。



■あなたは日常生活の心配ごとや悩みごとの相談を誰にしますか。(複数回答)

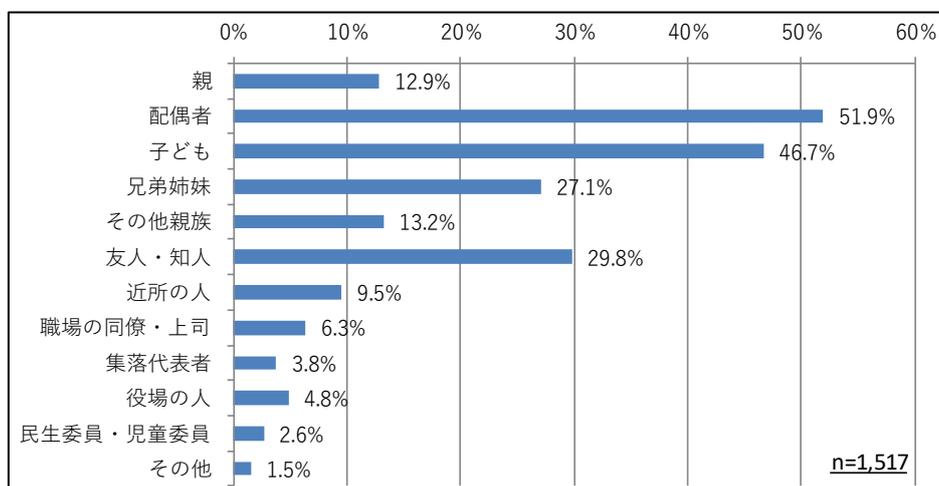
①相談相手の有無

日常生活の心配ごとや悩みごとを相談できる相手が「いる」人が1,517人(95.2%)、「いない」人が76人(4.8%)となっています。



②相談相手が「いる」場合の相談相手

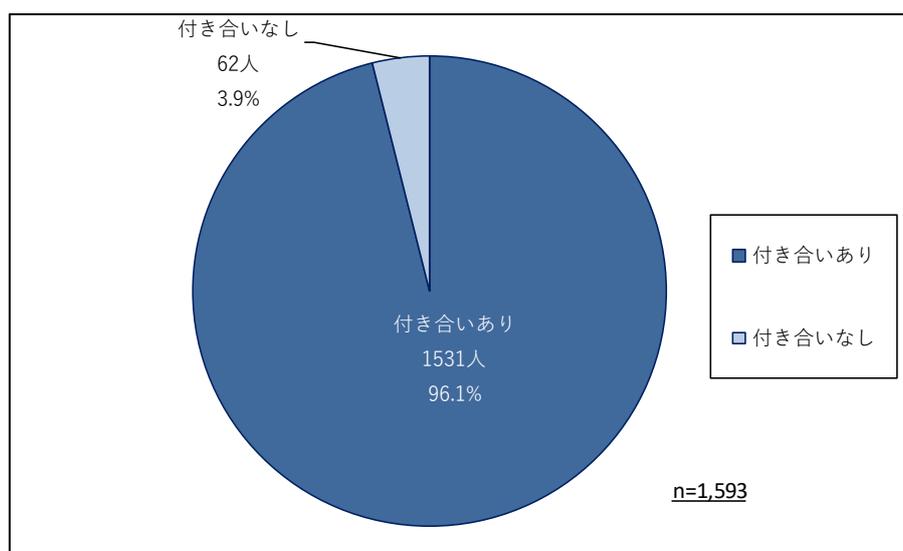
「配偶者」が51.9%と最も高く、次いで「子ども」が46.7%、「友人・知人」が29.8%などとなっています。「その他」の主な回答としては、「社会福祉協議会」「保健師」「ケアマネージャー」「ヘルパー」「デイサービス」「介護施設」「病院」などが上げられています。



■あなたの近所の方との付き合いの状況についてお聞きします。(複数回答)

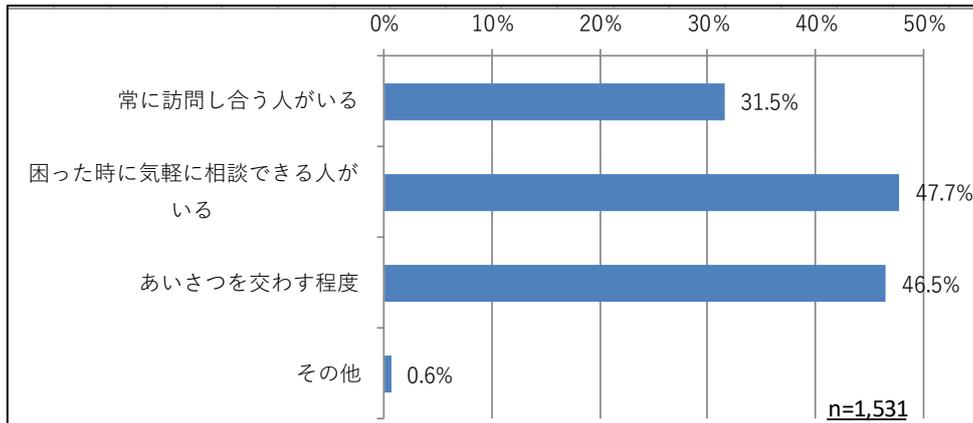
①近所付き合いの有無

近所付き合いの「ある」人が1,531人(96.1%)、「ない」人が62人(3.9%)となっています。



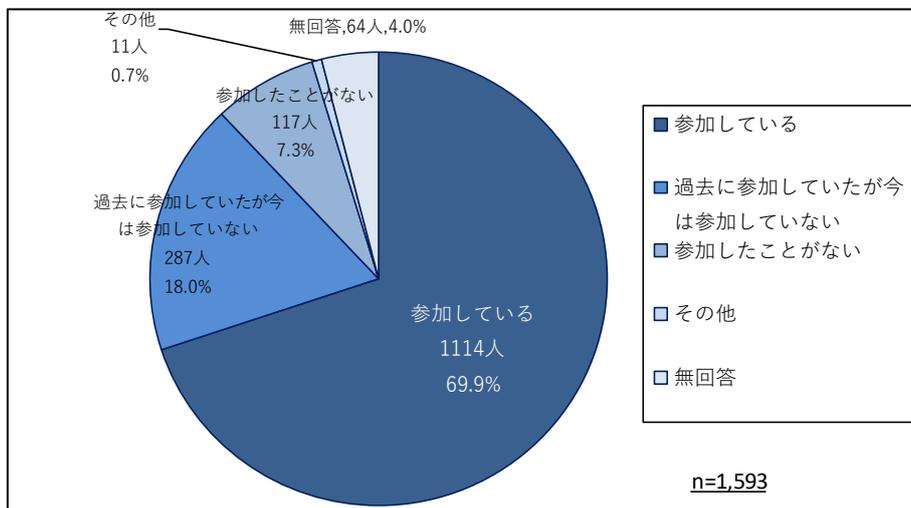
②近所付き合い「あり」の場合の状況

「困った時に気軽に相談できる人がいる」が 47.7%と最も高く、次いで「あいさつを交わす程度」が 46.5%、「常に訪問し合う人がいる」が 31.5%などとなっています。「その他」の主な回答としては、「周りが高齢者で頼られている」「立ち話をする人はいる」「世間話ができる人たちがいる」「集まりには必ず参加している」「食料、野菜などいただいて感謝している」などが上げられています。



■あなたのお住まいの地域で行っている地域活動（地域の祭りや町内の清掃活動など）に参加していますか。

「参加している」人は 1,114 人（69.9%）、「過去に参加していたが今は参加していない」人が 287 人（18.0%）、「参加したことがない」人が 117 人（7.3%）となっています。「その他」の主な回答としては、「老人クラブでの清掃活動だけ参加」「ラジオ体操など子どもたちへの支援」「足腰の状態に応じて」「仕事があるためできる時だけ」「仕事が休みなら参加する」「体力に見合った参加はするがあまりできていない」「参加できるものとできないものがある」などが上げられています。



3 地域福祉の視点からみる本村の現状と課題

(1) 福祉教育・啓発活動の充実

【現状】

- 学校における総合的な学習や福祉体験、ボランティア活動などを通じて、福祉への理解を深める機会が設けられています。
- 住民向けの講座や広報等による啓発活動も行われていますが、参加者が固定化する傾向が見られます。
- 障がい、生活困窮、ひきこもり、認知症などへの理解については個人差があり、地域によって認識のばらつきがあります。
- 福祉に関心を持つきっかけとして、学校教育や体験活動の影響が大きい状況があります。

【課題】

- 子どもから高齢者まで、世代に応じた福祉教育と啓発の機会を継続的に確保する必要があります。
- 講義型だけでなく、体験型・参加型の学びを取り入れ、理解から実践につながる取組の充実が必要です。
- 地域課題や支援制度について、分かりやすく伝える工夫と継続的な周知が求められます。
- 学校・地域・関係機関が連携した福祉教育の推進体制づくりが必要です。

(2) 地域活動への住民参加促進

【現状】

- 自治会活動や地域行事、見守り活動などが各地区で行われていますが、参加者の固定化や担い手の高齢化が見られます。
- 地域活動への関心や参加意向はあるものの、仕事や家庭の事情により参加できない住民も一定数います。
- 短時間や単発であれば参加可能という声もあり、参加形態の多様化が求められています。
- 地域によって活動量や参加状況に差が見られます。

【課題】

- 住民の生活スタイルに合わせた柔軟な参加方法や関わり方の仕組みづくりが必要です。
- 若年層や現役世代、転入者など新たな担い手の参加を促す工夫が求められます。
- 活動内容の見える化や情報発信の強化により、参加のきっかけづくりを進める必要があります。
- 地域活動を支えるリーダーや世話役への支援が必要です。

(3) 集いの場の充実

【現状】

- 地域サロンや通いの場、交流拠点などが設けられ、高齢者を中心とした交流や見守りの機会となっています。
- 集いの場は、閉じこもり予防や健康づくり、孤立防止の面でも重要な役割を果たしています。
- 一方で、開催頻度や内容、参加者層に地域差があり、参加者が固定化している場も見られます。
- 運営を担う人材の確保が難しくなっている地域もあります。

【課題】

- 誰もが気軽に参加できる多様な居場所・交流の場づくりを進める必要があります。
- 高齢者だけでなく、多世代が交流できる場への展開が求められます。
- 運営スタッフやボランティアへの支援と担い手育成が必要です。
- 集いの場を見守りや相談支援、地域活動につなげる仕組みづくりが必要です。

(4) 重層的な支援体制整備の充実

【現状】

- 複合的な課題を抱える世帯や制度のはざまにあるケースが増えており、単一分野だけでは対応が困難な相談が見られます。
- 既存の相談支援体制により対応しているものの、分野横断的な連携や情報共有には個別対応に依存している面があります。
- 相談窓口が分かれていることで、住民にとって相談先が分かりにくい場合があります。
- アウトリーチや伴走支援の重要性が高まっています。

【課題】

- 分野別支援を超えた包括的・一体的な相談支援体制の整備が必要です。
- 多機関協働による支援調整の仕組みを強化する必要があります。
- 早期発見・早期支援につながるアウトリーチ体制の充実が求められます。
- 相談支援を支える人材育成と役割整理が必要です。

(5) 多様な関係機関との連携強化

【現状】

- 行政、社会福祉協議会、医療、介護、教育、就労、地域団体などがそれぞれ支援に取り組んでいます。
- 個別ケースごとの連携は行われていますが、分野を超えた継続的な連携体制は十分とはいえない面があります。
- 情報共有や役割分担が担当者レベルに依存する傾向があります。

【課題】

- 分野横断の連携体制を仕組みとして整備することが必要です。
- 定期的な協議や情報共有の場づくりが求められます。
- 支援機関同士が相互理解を深める研修や勉強会の機会が必要です。
- 切れ目のない支援につなげるための連携ルールの明確化が必要です。

（６）福祉サービスの充実

【現状】

- 高齢、障がい、子育て、生活困窮など各分野の福祉サービスが提供されています。
- 制度に基づく支援は整備されている一方で、制度対象外の困りごとへの対応が課題となっています。
- 地域資源やインフォーマルサービスの活用には差が見られます。

【課題】

- 制度サービスと地域の支え合い活動を組み合わせた支援体制の強化が必要です。
- ニーズの多様化に対応した柔軟なサービス提供が求められます。
- 潜在的なニーズの把握とサービスにつなぐ仕組みづくりが必要です。
- サービスの質の向上と利用しやすさの確保が必要です。

（７）情報提供の強化

【現状】

- 広報紙やホームページ、チラシ等により福祉情報の発信が行われています。
- 必要な支援制度や相談窓口の情報が十分に届いていない住民も見られます。
- 高齢者やデジタル機器に不慣れな住民への情報伝達に課題があります。

【課題】

- 対象者に届く情報発信方法の工夫と多様な媒体の活用が必要です。
- 分かりやすく整理された福祉情報の提供が求められます。
- 相談窓口や支援制度の周知強化が必要です。
- 対面や地域ネットワークを活用した情報伝達の強化が必要です。

（８）村と社会福祉協議会の連携強化

【現状】

- 地域福祉の推進にあたり、村と社会福祉協議会がそれぞれの役割に基づき事業を実施しています。
- 個別事業やケース対応における連携は行われていますが、分野横断的な課題への対応では調整に時間を要する場合があります。
- 地域福祉活動や住民主体の取組において、社会福祉協議会が中間支援的な役割を担って

います。

【課題】

- 地域福祉施策を一体的に推進するため、村と社会福祉協議会の連携体制の強化が必要です。
- 情報共有と役割分担の明確化を図り、協働による事業推進を進める必要があります。
- 計画・事業評価・地域課題の把握を共同で行う仕組みづくりが求められます。

（９）ボランティア人材育成・活動支援

【現状】

- 地域において見守り、サロン活動、災害支援など、さまざまなボランティア活動が行われています。
- 活動者の固定化や高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が課題となっています。
- ボランティア活動に関心はあるものの、参加のきっかけがない住民も見られます。

【課題】

- 新たなボランティア人材の発掘と育成の取組が必要です。
- 活動内容や参加方法の見える化により、参加しやすい環境づくりが求められます。
- 研修機会や活動支援、コーディネート機能の強化が必要です。
- 短時間・単発参加など、多様な参加形態の整備が必要です。

（10）配慮が必要な人への支援の充実

【現状】

- 高齢者、障がいのある方、生活困窮者、ひきこもり状態にある方など、支援を必要とする人の状況が多様化しています。
- 制度による支援はありますが、複合課題を抱えるケースでは支援が届きにくい場合があります。
- 本人や家族が相談につながらず、支援が遅れるケースも見られます。

【課題】

- 早期発見・早期支援につなげる体制の強化が必要です。
- アウトリーチや伴走型支援の充実が求められます。
- 制度のはざまにある課題にも対応できる柔軟な支援体制が必要です。
- 関係機関の連携による包括的支援が必要です。

（11）地域の見守り・孤独孤立防止の推進

【現状】

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加により、孤立リスクが高まっています。
- 地域において見守り活動や声かけ活動が行われていますが、実施状況には地域差があり

ます。

○社会的孤立や孤独の問題が顕在化しにくいケースもあります。

【課題】

○日常的な見守りや声かけが行われる地域づくりの推進が必要です。

○地域住民、民生委員、関係機関等の連携強化が求められます。

○孤独・孤立の兆候を早期に把握する仕組みづくりが必要です。

○つながりを持てる居場所や参加機会の充実が必要です。

(12) 防災・災害時・緊急時の支援体制の充実

【現状】

○災害時の避難支援や要配慮者支援の体制整備が進められています。

○避難行動要支援者名簿の整備や関係機関との情報共有が行われています。

○一方で、個別避難計画の作成や地域での支援体制には進捗の差があります。

○防災教育を行っていますが、参加者は限定的となっています。

○平時からの見守りや地域のつながりが、災害時支援の基盤となっています。

【課題】

○要配慮者に対する個別支援計画の作成と実効性の確保が必要です。

○地域と関係機関が連携した支援体制の強化が求められます。

○平時からの見守り活動と防災対策を結びつけた取組が必要です。

○災害ボランティアや受援体制の整備が必要です。

○子どもの頃からの防災教育を推進することが必要です。

(13) 再犯防止推進計画

【現状】

○再犯防止に向けた支援は、関係機関と連携しながら個別に対応されています。

○就労、住居、生活基盤の確保が再出発における重要な要素となっています。

○地域の理解や受け入れ環境には差があります。

【課題】

○関係機関との連携による切れ目のない支援体制の構築が必要です。

○就労支援や生活支援など社会復帰に向けた基盤整備が求められます。

○偏見や誤解を防ぐための理解促進が必要です。

○相談支援体制の明確化と継続支援の仕組みづくりが必要です。

(14) 権利擁護の推進

【現状】

○判断能力が不十分な方の権利を守るため、成年後見制度などの権利擁護支援制度があり

ます。

○制度の周知や利用支援は行われていますが、制度内容が分かりにくいとの声もあります。

○相談支援や利用手続きの負担が課題となる場合があります。

【課題】

○権利擁護制度の周知と理解促進を図る必要があります。

○利用につなぐ相談支援体制の強化が必要です。

○関係機関が連携した支援ネットワークの構築が求められます。

○本人の意思を尊重した支援の推進が必要です。

(15) 移動・移送手段の確保などの環境整備

【現状】

○高齢化の進行により、自力での移動が困難な住民が増えています。

○通院、買い物、通いの場への参加など、生活に必要な移動手段の確保が課題となっています。

○地域によって公共交通や移送支援の利用環境に差があります。

○土日祝日はデマンドタクシーが運行していないため、外出に制限があります。

○住民主体の送迎や支え合い移動の取組も一部で見られます。

【課題】

○日常生活を支える移動手段の確保と支援策の充実が必要です。

○地域の実情に応じた移送支援の仕組みづくりが求められます。

○公的サービスと住民主体の支え合い活動の組み合わせが必要です。

○外出機会の確保による社会参加・孤立防止の視点が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

支え合う ふくしで村づくり せきかわ

村は、地域福祉に関わるすべての人が一体となり、ともに支え合い助け合う「誰もが安心して自立した暮らしを営める地域」の実現に向けた取組を進めてきました。

また、第6次関川村総合計画の基本構想においては、「豊かで住みよい活気ある村」という将来像を掲げ、子どもから高齢者まで、安心・安全に暮らすことができる村づくりを目指しています。

このような中、村では人口減少や少子高齢化、核家族化の進展など社会構造の変化を背景として、人々の暮らし方・働き方が多様化するとともに、地域での人と人とのつながりが希薄化しており、生活困窮や高齢者の孤立、障がいのある人の社会参加の困難、子育て世帯の虐待など、地域における生活課題は複雑化・複合化しています。

これらの課題を解決するためには、身近な地域や村全体の中であらゆる人々のふれあいや支え合いを育むとともに、村民一人ひとりが共有の課題として受け止め、人や地域のネットワークでお互いに補い合いながら、地域ぐるみで解決していくことが必要となっています。

村と社会福祉協議会は、第2期計画で整備された地域福祉の基盤や福祉活動の広がりをさらに充実させるとともに、第3期計画でも、住み慣れたこの地域で誰もが安心して、お互いに支え合い、よき隣人としてともに暮らし続ける村づくりを目指して、第2期計画で掲げた基本理念を引き継ぎ、推進することとします。

2 基本目標

基本理念を実現させるため、4つの基本目標を定め、地域福祉の推進に関する方向性を示します。

基本目標1 地域活性化 「地域の力を活かした地域福祉の推進」

村民の福祉に関する理解や関心を深めるとともに、地域福祉の基盤となる人と人とのつながりの強化に努めます。気軽に交流ができる居場所等において顔の見える関係づくりを進め、イベントや行事への参加や世代間交流による地域づくりを推進し、地域活動の活性化に取り組みます。

基本目標2 基盤整備 「必要な支援がいつでも受けられる基盤の整備」

複雑化・複合化する福祉課題へ対応するため、適切な機関等へつなぐことのできる包括的な相談体制の構築や関係機関との連携を強化し、切れ目のない重層的な支援体制の充実を図ります。さらに、身近な相談窓口や福祉サービスに関する情報提供の充実に向けて取り組みます。

基本目標3 支え合い 「誰ひとり取り残さない支援体制の充実」

地域における支え合い・助け合いの強化を目指し、ボランティアなど地域活動の担い手の育成を行うとともに、活動促進に向けた支援を行います。さらに、孤独・孤立防止に取り組む地域の見守り体制を構築し、地域福祉の推進につなげます。

基本目標4 安心・安全 「安心・安全に暮らせる福祉の仕組みづくり」

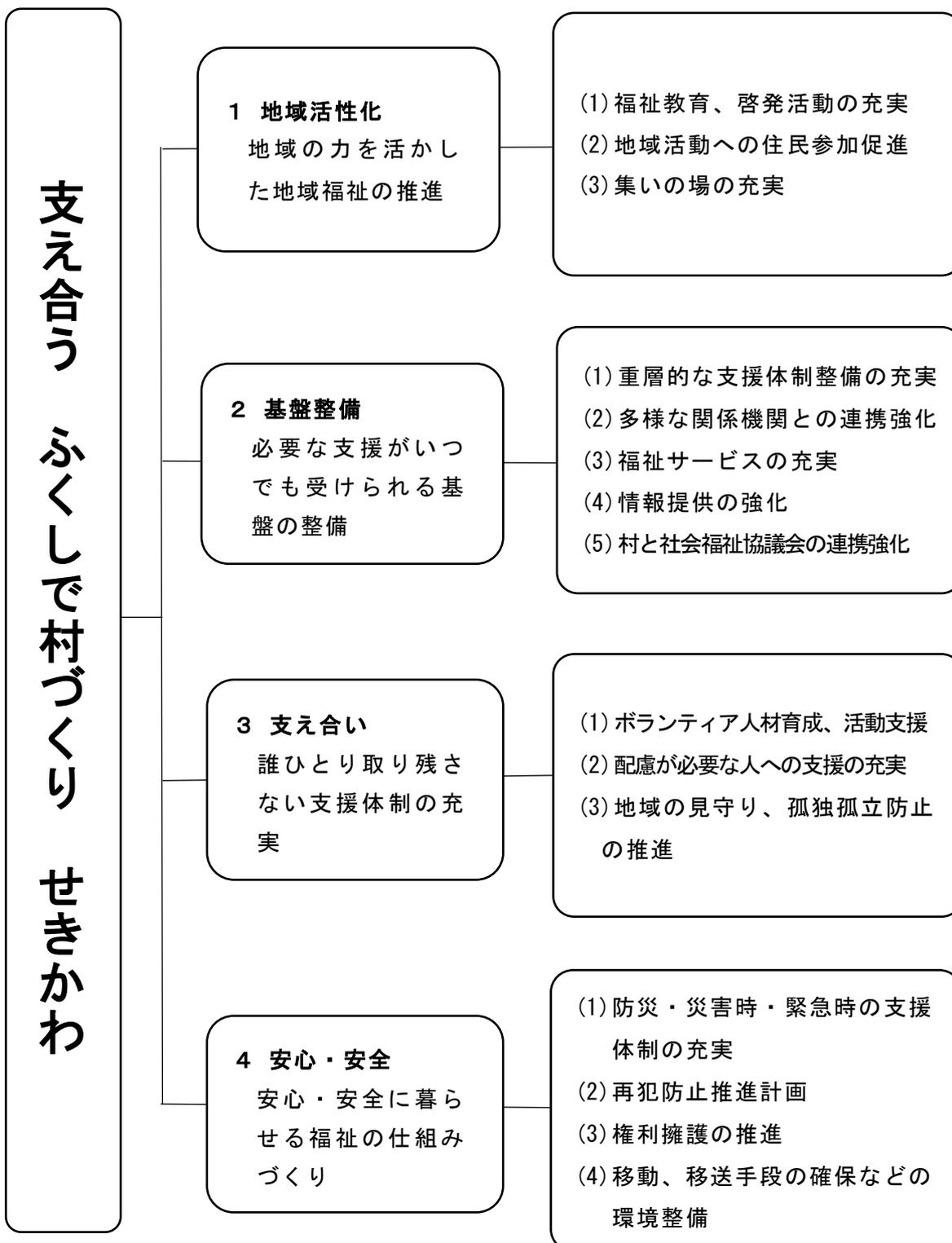
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、災害時や緊急時の支援体制の構築や再犯防止の対応を推進します。また、成年後見制度の利用支援や権利擁護の推進を図るとともに、移動手段の確保に向けた支援体制を強化します。

3 計画の体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】



第4章 地域福祉施策、地域福祉活動の展開

基本目標1 地域活性化

「地域の力を活かした地域福祉の推進」

(1) 福祉教育、啓発活動の充実

将来の地域福祉の担い手となる子どもたちが福祉やボランティアを身近に感じられるよう、保育園や小・中学校で福祉教育を行うとともに、地域住民の福祉への理解や関心を高めるため啓発の機会を拡充します。

村の取り組み	社会福祉協議会の取り組み	実施・協力団体
<p>少子化や核家族化が進む現代社会においても子育て家庭が安心して子どもを育てられるよう、福祉、教育、保健分野など関係機関と連携し、子育て支援体制づくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 미래のハローワーク ・ 認知症サポーター養成講座 ・ ふれあい健康福祉フェア 	<p>村内の保育園・小・中学校を対象として、高齢者や障がい者に対する理解などの出前講座を実施します。また、児童・生徒の思いやりの心を育み、社会への関心と理解を高めるよう事業や各学校の取組を広報に掲載するなど、活動を地域住民に周知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関川小学校、関川中学校での福祉体験講座 ・ 未来のハローワークへの参加 ・ 保育園へ各種ボランティア体験講座の開催 	<p>村 社会福祉協議会 教育委員会 保育園 小中学校 子育て支援センター 地域包括支援センター 保健所 その他地域の各種団体等</p>



関川小学校での福祉体験講座の様子



関川なないろ保育園での手話体験講座の様子

(2) 地域活動への住民参加促進

地域における活動や行事は、住民同士のつながりを深め、世代間交流や心身の健康の向上につながるなど、今後の地域福祉において重要な役割を担うものです。より多くの人々が地域の活動に関心を持ち、地域の担い手となるよう地域活動の充実・活性化を図ります。

村の取り組み	社会福祉協議会の取り組み	実施・協力団体
<p>人口減少が加速する中、持続可能なむらづくりを推進するため、外部人材の活用などにより関係人口や交流人口の拡大を図り、また、移住・定住促進の取り組みを通じて集落やコミュニティ機能の維持に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域おこし協力隊や集落支援員の活用 ・ コミュニティ連絡協議会 ・ 区長会議 ・ 国際ボランティア学生協会 (IVUSA) 	<p>①地域で行われている自主的な福祉活動や住民活動に必要な資源の提供や運営の支援を行います。あわせて、活動団体との連携を深め、住民が地域活動に参加しやすい環境づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品・車両の貸出し支援 ・ 福祉団体等への活動助成支援 ・ 住民活動への参加・協力を通じた地域福祉活動の推進 <p>②高齢者が地域の担い手として生きがいを持って活動できるよう、老人クラブをはじめとした地域の活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人クラブ活動への支援および事務局運営 	<p>村 社会福祉協議会 自治会 区長連絡協議会 コミュニティ連絡協議会 地域おこし協力隊 集落支援員 老人クラブ IVUSA 地域の茶の間 その他地域の各種団体等</p>



集落の子ども祭りの様子



敬老会の様子

(3) 集いの場の充実

高齢者の生きがい創出や障がい者の積極的な社会参加、多世代交流等の多様な属性・背景を持った人が気軽に集まることのできる居場所づくりを推進し、地域福祉の基盤となる住民同士の交流の場づくりの充実を図ります。

村の取り組み	社会福祉協議会の取り組み	実施・協力団体
<p>地域で暮らすひとり一人が、お互いに助け合い、支え合うために、様々な交流の場や居場所を充実させ、顔の見える関係を築きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の茶の間 ・ 老人クラブ等での啓発 ・ 子育て支援センターすくすく ・ 健康懇談会の開催 	<p>高齢者、障がいのある人、ひきこもり状態にある人、子どもなど、さまざまな立場の住民が孤立することなく、地域の中で安心して過ごし、つながりを持つ「居場所」づくりを推進します。身近な集いの場を支援することで、住民同士の交流を促進し、支え合いのある地域づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 茶の間活動への支援 ・ 各種居場所の運営支援 (共生居場所「つなぐ」、障がい者の居場所「サクラノツドイ」、ひきこもりの居場所「ほ～む」) ・ こども食堂の運営 	<p>村 社会福祉協議会 老人クラブ 地域の茶の間 相談支援事業所 子育て支援センター ボランティア団体 ボランティア その他地域の各種団体等</p>



こども食堂の様子



地域の茶の間の様子

基本目標 2 基盤整備

「必要な支援がいつでも受けられる基盤の整備」

(1) 重層的な支援体制整備の充実（重層的支援体制整備事業計画）

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者の既存の相談支援機関の更なる機能強化を図るとともに、ひきこもりやヤングケアラー等「制度の狭間」の問題や複合的な課題等あらゆる相談を受け止め、課題解決に向けた支援体制づくりを推進します。※第5章 重層的支援体制整備事業実施計画 参照

村の取り組み	社会福祉協議会の取り組み	実施・協力団体
<p>気軽な相談から専門的な相談まで受けられる相談支援体制づくりを進め、関係機関と連携した重層的な支援体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重層的支援体制整備事業 	<p>複雑化・複合化する生活課題に対応するため、分野や制度にとられない総合的な相談支援体制を整備します。住民が抱える困りごとを早期に把握し、関係機関と連携しながら継続的な支援につなげることで、誰一人取り残されない地域づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分野横断的に対応する総合相談窓口の開設 ・ 定例の相談会の開催（ふくしなんでも相談） ・ 相談窓口に関する周知・広報の実施 	<p>村 社会福祉協議会 地域包括支援センター パーソナルサポートセンター 保健所 児童相談所 法曹関係者 金融機関 警察署・交番・駐在所 消防署 医療機関 小中学校 要保護児童対策地域協議会 相談支援事業所 居宅介護支援事業所 福祉事業所 民生委員・児童委員 区長</p>

(2) 多様な関係機関との連携強化

個人や世帯、地域を取り巻く生活課題は複雑化・複合化しています。様々な地域課題に対してチームで対応できるよう、専門機関・専門職による多職種連携や、事業者、NPO 法人等とのネットワークの構築を図り、相談支援機能の強化に努めます。

村の取り組み	社会福祉協議会の取り組み	実施・協力団体
<p>様々な課題を抱えている方々の事態が悪化する前に早期解決に向けたネットワークを充実させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内関係部署との連携 ・ 社会福祉協議会との連携 ・ 高齢、障害、子ども等サービス事業の連携 ・ 民生児童委員、区長等との連携 ・ 母子保健推進員との連携 ・ 健康づくり推進員との連携 ・ 食生活改善推進員との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮等の各種相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援機関相互の連携を強化し、情報共有、役割分担により包括的な相談支援体制を構築します。課題を抱えた方の情報を早期にかつ幅広く集約し、必要な支援に繋がっていない方を支援に繋げる体制を構築します。 ・ 複合化・複雑化する福祉課題に対応できるよう、職員の研修会への参加、研修の実施、資格取得の奨励等を行い、必要な知識・技術の習得を図ります。 ・ 支援関係機関等との連携や地域住民との繋がりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、本人に対し時間をかけて丁寧に働きかけ、関係性の構築に向け支援します。 	<p>村</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>パーソナルサポートセンター</p> <p>保健所</p> <p>児童相談所</p> <p>法曹関係者</p> <p>金融機関</p> <p>警察署・交番・駐在所</p> <p>消防署</p> <p>医療機関</p> <p>小中学校</p> <p>要保護児童対策地域協議会</p> <p>相談支援事業所</p> <p>居宅介護支援事業所</p> <p>福祉事業所</p> <p>民生委員・児童委員</p> <p>母子保健推進員</p> <p>健康づくり推進員</p> <p>食生活改善推進員</p> <p>区長</p> <p>NPO 法人</p> <p>その他地域の各種団体等</p>

(3) 福祉サービスの充実

住民が個々に必要とする福祉サービスを適切に受けられるよう、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かなサービスを充実させるとともに、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の多機関協働により、生涯にわたり一体的かつ包括的な支援に努めます。

村の取り組み	社会福祉協議会の取り組み	実施・協力団体
<p>①地域住民やサービス事業所の声を拾い上げるため、必要に応じてアンケート調査を実施し、現在のサービスの見直し拡充を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査や関係者へのヒアリング ・必要なサービスの確保（こども、妊産婦、障害、高齢） <p>②介護保険事業計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、こども計画等に沿って必要なサービスの確保を図ります。</p>	<p>生活困窮や経済的な不安を抱える世帯に対し、状況に応じた支援を行うことで、安心して地域で生活を続けられるよう支援体制の充実を図ります。関係機関と連携しながら、相談支援から具体的な生活支援につなげ、早期の課題解決と自立の促進を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者に対する相談・支援の実施 ・生活福祉資金貸付事業および社会福祉協議会小口資金事業の実施 ・フードバンクと連携した食料支援の実施 	<p>村 社会福祉協議会 地域包括支援センター パーソナルサポートセンター 相談支援事業所 保育園 小中学校 福祉サービス事業所 フードバンク 県社会福祉協議会</p>



高齢者生活福祉センターゆうあい
レクリエーションの様子

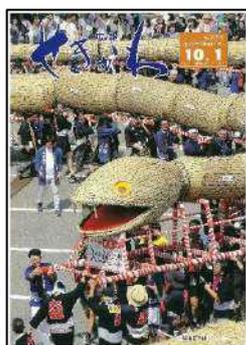


地域活動支援センターさくら工房
作業の様子

(4) 情報提供の強化

誰もが必要な情報をスムーズに受け取り、自分に合ったサービスを適切に選択できるよう、多様な情報媒体での発信や、相談支援体制との連動、日常生活に身近な場での情報提供の充実に努めます。

村の取り組み	社会福祉協議会の取り組み	実施・協力団体
<p>① 広報誌やホームページ、LINE などあらゆる機会、媒体を活用して福祉サービスの内容や手続き、イベント、地域福祉の必要性等について情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報せきかわ ・ ホームページ ・ 防災無線、防災メール ・ LINE <p>② 村に関することについて、集落に出向いて説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座 <p>③ 役場窓口や公共施設にパンフレットやチラシを配置し、情報提供や啓発活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口における情報提供 	<p>広報誌やホームページ等様々な媒体の活用により、福祉サービスの内容、手続き、イベント、ボランティア活動等、地域福祉活動に関する情報を発信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社協だより発行 ・ ホームページによる情報発信 ・ 広報誌の音声訳 	<p>村 社会福祉協議会 地域おこし協力隊 報道機関</p>



広報誌



出前講座の様子

(5) 村と社会福祉協議会の連携強化

社会福祉協議会は、地域福祉を推進するための中心的な団体として位置づけられています。村と社会福祉協議会、関係機関や団体等との連携を図り、より一層、地域福祉を推進します。

村の取り組み	社会福祉協議会の取り組み	実施・協力団体
<p>地域福祉を推進するための中心的な団体。関係機関や団体などとの連携を図り、より一層、地域福祉を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な打合せ、情報共有等 	<p>地域福祉を総合的かつ効果的に推進するため、村と社会福祉協議会がそれぞれの役割を踏まえながら、より一体的に取り組む体制の強化を図ります。定期的な情報共有や支援方針の協議を通じて、地域課題や支援ニーズの共通理解を深め、切れ目のない支援につなげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村と社会福祉協議会との定期的な情報共有および支援方針の協議の実施 	<p>村 社会福祉協議会</p>



基本目標3 支え合い

「誰ひとり取り残さない支援体制の充実」

(1) ボランティア人材育成、活動支援

ボランティア活動は、支援が必要な人を支えるだけでなく、活動に参加する人にとっても社会とのつながりや生きがいづくりとなります。ボランティア活動が持続的かつ活発に行われるよう、ボランティア人材を育成するとともに、多様な主体が活躍できる環境づくりを推進します。

村の取り組み	社会福祉協議会の取り組み	実施・協力団体
<p>ボランティアや地域活動に関心のある人が活動を始めるきっかけとして参加しやすいような講習会や体験会を開催し、ボランティア自身が知識を習得するとともに地域での互助活動を促します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ボランティア養成講座 ・ボランティア活動保険加入 	<p>ボランティアセンターを運営し、ボランティアを必要とする人とボランティア活動をしたい人のニーズを把握してコーディネートできる取り組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動情報を発信 ・ボランティアの相互交流や情報交換会を開催 ・機材・備品の貸出、活動の場の提供、活動資金の各種助成金情報の提供やボランティア活動保険の取り扱い ・ふれあい福祉健康フェアで普及啓発活動や活躍の場を確保 	<p>村 社会福祉協議会 ボランティア団体 ボランティア 保育園 小中学校 福祉サービス事業所</p>



介護予防ボランティア養成講座の様子



ボランティア交流会の様子

(2) 配慮が必要な人への支援の充実

高齢者、障がい者、子ども、外国籍の人等、地域で生活の不安を感じている人の課題は複合的で複雑なものとなっています。支援が必要な人に対し、それぞれの状況に応じて適切な支援が行き届くよう、地域で支え合うことができる環境の整備を進めます。

村の取り組み	社会福祉協議会の取り組み	実施・協力団体
<p>①すべての住民の健康、病気、介護、生活等に対する相談を受け、必要な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師活動 ・療育相談会の実施 ・地域包括支援センターの実態把握 <p>②認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症に関する各種事業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座 ・「チームオレンジ」の体制づくり ・認知症カフェ ・家族の集い ・認知症研修会 <p>③障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成講座 	<p>高齢者や障がいのある人、生活上の配慮が必要な人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日常生活を支える支援の充実を図ります。住民同士の支え合いを基盤とした取組を推進し、地域全体で見守り・支援する体制づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口の開設 ・冬期間における雪下ろし支援の実施 ・配食サービスの実施 ・ささえあい関川の推進 ・視覚障がい者に配慮した音訳活動の実施 	<p>村 社会福祉協議会 地域包括支援センター 教育委員会 小中学校 民生委員・児童委員 区長 相談支援事業所 ボランティア団体 ボランティア フードバンク その他地域の各種団体等</p>

(3) 地域の見守り、孤独孤立防止の推進

社会的排除を防ぐためには、地域における早期の気づきと支援へのつながりが重要です。困りごとを抱えている人が社会的に孤立しないよう、多様な主体が連携して地域の見守り活動を強化するとともに、速やかに相談や支援につなげられる体制づくりを推進します。

村の取り組み	社会福祉協議会の取り組み	実施・協力団体
<p>① 住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、隣近所、集落単位で見守る体制を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議体での話し合い ・ 見守り訪問事業 <p>② 自殺対策を支える人材を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゲートキーパー研修 	<p>生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体及びボランティア、NPO 法人、地域活動団体等が参画する第 1 層協議体を組織し、地域の見守り体制のあり方について検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援コーディネーターの配置 ・ 地域の福祉課題の把握と整理 ・ 村と協議体の共同運営 ・ 地域見守り体制の整備 	<p>村 社会福祉協議会 地域包括支援センター 自治会 民生委員・児童委員 保健所 警察署・交番・駐在所 消防署 医療機関 居宅介護支援事業所 相談支援事業所 ボランティア NPO 法人 企業 その他地域の各種団体等</p>

基本目標 4 安心・安全

「安心・安全に暮らせる福祉の仕組みづくり」

(1) 防災・災害時・緊急時の 支援体制の充実

頻発化・激甚化する自然災害に備えるため、「自助」「共助」における日頃からの備えや、「公助」における関係機関との連携強化等、地域福祉を基盤とする支援体制を整備し、防災・減災対策を推進します。

村の取り組み	社会福祉協議会の取り組み	実施・協力団体
<p>災害発生時または発生の恐れがある場合等、その対応を迅速かつ的確に行うために危機管理マニュアルの整備、地域防災計画に基づく体制の整備、また地域の防災力の向上を図ります。また、防災タブレットなどを通じて的確な情報発信に努めます。住民の安心、安全を確保する体制を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災無線 ・ 防災メール ・ ハザードマップ ・ 防災訓練（防災啓発） ・ 集落自主防災 ・ 災害時要支援者の支援（個別避難計画） ・ SOSネットワーク（村上警察署） 	<p>災害発生時においても、住民の生命と生活を守り、配慮が必要な人を含めた支援が迅速かつ的確に行えるよう、平時からの防災意識の向上と支援体制の整備を進めます。行政、関係機関、地域住民が連携した取組を通じて、災害に強い地域づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の防災意識向上を目的とした防災フォーラムの開催 ・ 子どもから大人までを対象とした防災教育の実施 ・ 関係機関との連携による防災・災害対応に関する連携会議の実施 ・ 災害ボランティアセンター設置訓練の実施 ・ 村と連携した防災訓練への参加・協力 	<p>村 社会福祉協議会 地域包括支援センター 自治会 民生委員・児童委員 自主防災会 警察署・交番・駐在所 消防署 消防団 防災士 日本赤十字社 NPO 法人 県 県社会福祉協議会 その他地域の各種団体等</p>

(2) 再犯防止推進計画

犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進し、再犯防止等の推進に向けて取り組みを進めます。※第7章 再犯防止推進計画 参照

村の取り組み	社会福祉協議会の取り組み	実施・協力団体
<p>罪を犯した人等に対する再犯防止及び社会復帰への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携強化 ・ 社会復帰に向けた取組 ・ 相談窓口 ・ 安定した生活への支援 ・ 罪を犯した人への理解を含む啓発活動 ・ 保護司会等の活動 ・ 企業経営者への就労支援 ・ 相談窓口の周知 	<p>犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進し、再犯防止等の推進に向けて取組を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更生保護活動への協力 ・ 総合的な相談窓口 	<p>村 社会福祉協議会 保護司会 保護司 更生保護女性会 警察署・交番・駐在所 民生委員・児童委員 地域生活定着支援センター 小中学校 企業</p>



(3) 権利擁護の推進（権利擁護成年後見制度利用促進基本計画）

認知症、知的障害、精神障害等により、判断することに難しさや不安のある人が自分らしく安心して暮らせるよう、本人の意思を尊重し、その人の生活や財産管理、契約等を適切に行えるよう支援します。※第6章 成年後見制度利用促進基本計画 参照

村の取り組み	社会福祉協議会の取り組み	実施・協力団体
<p>認知症、知的障がいや精神障がいなど、成年後見制度の利用が困難な状況にある人への支援や、多様な機関の連携、地域課題の解決に向けた検討などに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護センターの委託 ・ 申し立て費用の助成 ・ 法定後見人等への報酬助成 ・ 虐待の啓発 	<p>判断能力が不十分で生活に不安を抱えている方の権利を守り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、権利擁護支援の普及・啓発に努め、体制づくりの強化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活自立支援事業の実施 ・ 法人後見事業の実施 ・ 権利擁護センターの設置・運営 	<p>村 社会福祉協議会 裁判所 法曹関係者 警察署・交番・駐在所 医療機関 金融機関 地域包括支援センター 居宅介護支援事業所 相談支援事業所 福祉サービス事業所 民生委員・児童委員 県 県社会福祉協議会</p>

(4) 移動、移送手段の確保などの環境整備

自力での移動に課題を抱える高齢者や障がいのある人が、安心して外出し社会参画できるよう、地域の公共交通機関やタクシー事業者と連携し、様々な移動支援サービスの充実を図ります。

村の取り組み	社会福祉協議会の取り組み	実施・協力団体
<p>誰もが安心して外出や移動ができるよう、外出、移動支援の確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗合タクシーえぶり号 ・コミュニティバス ・買物弱者への支援 	<p>移動手段の課題を地域の中で検討します。</p>	<p>村 社会福祉協議会 地域公共交通活性化協議会 企業 福祉タクシー事業所 訪問介護事業所</p>



乗合タクシー えぶり号



福祉タクシー ハートケアドライブ

第5章 重層的支援体制整備事業実施計画

1 概要

重層的支援体制整備事業は、地域主体で行われている既存の取組を活かし、複数の支援事業を、各分野の制度や縦割りを超えて一体的に実施することで、村の支援機関や地域団体、地域活動に参加する住民と連携して、課題を抱える世帯への支援体制を構築し、皆で支え・支えられて地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すものです。

また、近年では、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050問題など、一つの世帯に複数の課題が存在する複雑化・複合化したケースが顕在化しており、従来の高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象者別の制度では十分なケアが困難になっています。このようなケースに寄り添った支援が行えるよう、重層的支援体制整備事業によって包括的な支援体制を整備していきます。

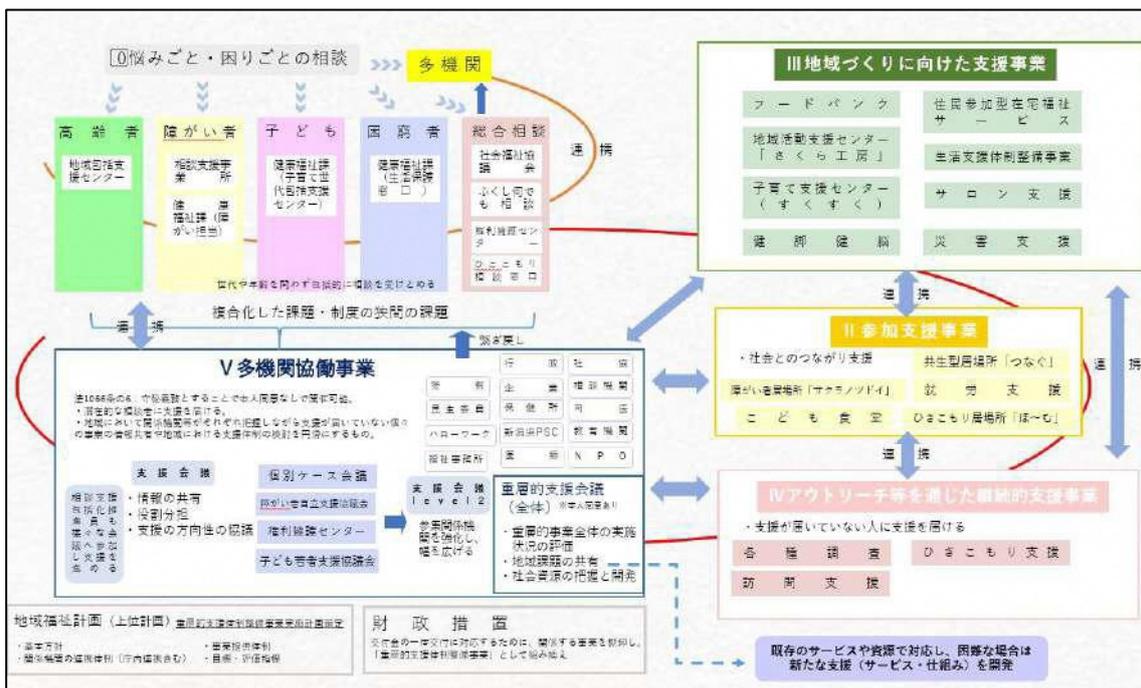
2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために、事業の提供体制に関する事項等を定めた計画です。

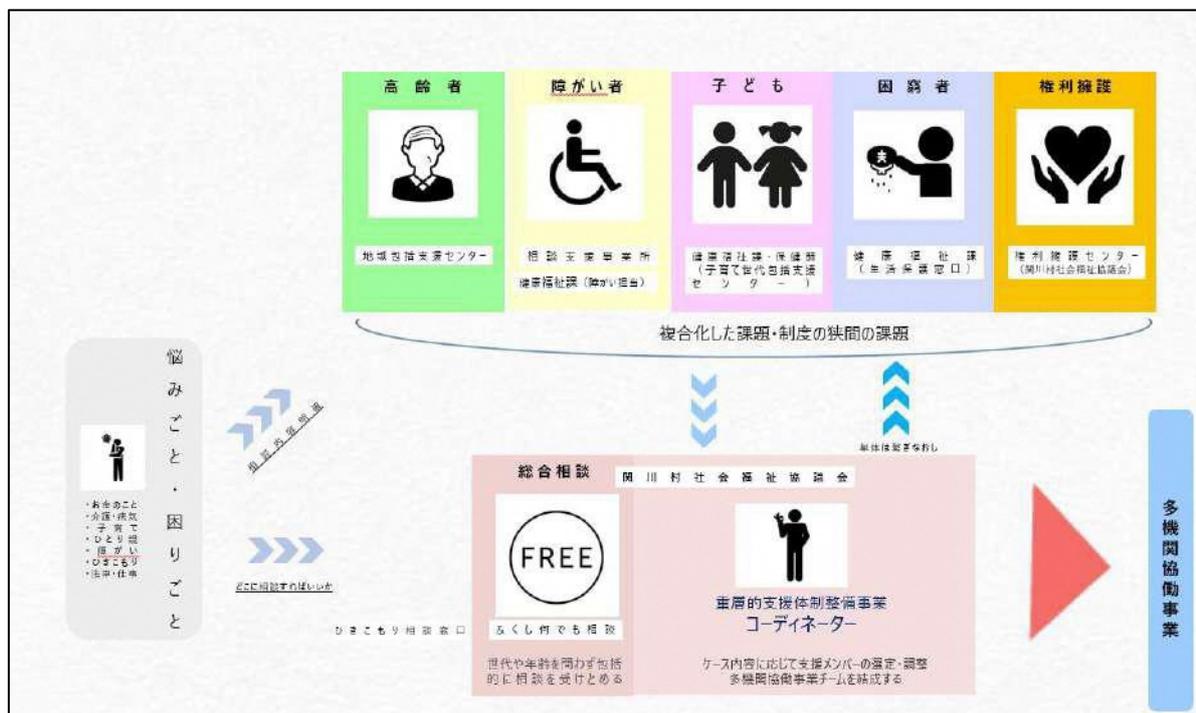
福祉の上位計画である「第3期関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画」の基本理念に基づき、特に同計画の重点施策の一つでもある「重層的な支援体制整備の充実」について、より具体的に必要な事項を定めたものであり、同計画に付随する計画です。

併せて、関川村総合計画や福祉における各分野の個別計画とも整合性を図り取り組んでまいります。

<イメージ図>



<総合相談フロー>



3 関川村における各事業の実施体制について

1) 包括的相談支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号）

複雑化・複合化した課題や制度の狭間の相談について、介護・障がい・子ども・生活困窮等の各分野の担当者が、相談者やその世帯の世代や属性を問わず、一旦は受け止めてから専門分野につなげる等の支援を検討することで、世帯の課題を見落とさない包括的な相談支援体制を構築します。

また、地域の相談窓口として関川村社会福祉協議会や地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等が対応します。地域の相談窓口は、受け止めた相談内容に応じて適切な専門機関等へつなぎ、問題の解決に向けたサポートをします。

- 属性や世代を問わずに包括的に相談を受け止める
- 支援機関のネットワークで対応する
- 複雑化・複合化した地域生活課題については、適切に多機関協働事業につなぐ

本村が実施する具体的な事業は、次のとおりです。

対象となる事業	村が実施する事業及び体制
地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の4第2項第1号から第3号まで)	【対象者】 65歳以上の高齢者等 【実施方式】 直営 【所管課】 健康福祉課 【内容】 村が設置主体となり、住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とします。
障害者相談支援事業 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3号)	【対象者】 障がいのある人及びその家族等 【実施方式】 委託 【所管課】 健康福祉課 【内容】 障がいの種別や年齢に関わらず、様々な相談に対応するとともに、相談支援事業者との連携を強化して、地域全体の相談機能の充実を図ります。
利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)	【対象者】 子ども及びその保護者等 【実施方式】 直営 【実施機関】 母子保健機能：関川村子育て世代包括支援センター「すくすく」 【所管課】 健康福祉課 【内容】 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートします。

【 実施目標 】

指標	内容	基準値 (令和6年度実績)	目標値 (令和12年度)
重層的支援体制整備の事業担当への相談件数	属性を問わず受付をした困りごとの件数	98件	130件

2) 多機関協働事業 (法第106条の4第2項第5号)

各分野で受け止めた相談のうち、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズのある事例の調整役を担い、関係する支援機関の役割分担や方向性を定め、支援プランに策定などの取組を進めます。また、支援の進捗状況を把握し、必要に応じて相

談支援機関に助言を行うなど、包括的な支援体制を構築できるよう支援します。なお、支援プランの作成は、多機関協働事業と一体的に実施します。

○支援会議

○重層的支援会議

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○市町村単位で包括的な相談支援体制を構築する ○重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ○支援機関等の役割分担を図る |
|--|

本村が実施する具体的な事業は、次のとおりです。

対象となる事業	村の実施する事業及び体制
多機関協働事業 (法第106条の4第2項第5号)	【対象者】 複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えるために、自ら支援を求めることができない人 【実施方式】 一部委託 【委託先】 関川村社会福祉協議会 【所管課】 健康福祉課 【内容】 潜在的なニーズを抱える人の情報把握を行い、関係性の構築を図ります。

【 実施目標 】

指標	内容	基準値 (令和6年度実績)	目標値 (令和12年度)
重層的支援会議・支援会議の開催回数	複合化・複雑化した制度の狭間の支援事例の検討や、地域課題の把握、新たな社会資源の検討等を行う会議の回数	29件	40件
支援プランの作成件数	多機関協働事業における支援プランの作成延べ件数	-	5件

3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(法第106条の4第2項第4号)

複雑化・複合化した地域生活課題を抱えながらも支援が届いていない方や潜在的なニーズを抱える方に関する情報を把握し、本人に対して丁寧な働きかけを行い(伴走的支援)信頼関係の構築を目指します。

また、長期にわたりひきこもりの状態にある場合など、本人との信頼関係の構築を図ることが難しい場合、時間を要することも見込まれることから、支援会議での情報共有を図り支援に努めます。

- 支援が届いていない方に支援を届ける
- 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的に支援が必要な方を把握する
- 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

本村が実施する具体的な事業は、次のとおりです。

対象となる事業	村の実施する事業及び体制
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法第106条の4第2項第4号)	【対象者】 既存の各制度における社会参加支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人 【実施方式】 一部委託 【委託先】 関川村社会福祉協議会 【所管課】 健康福祉課 【内容】 訪問・電話・オンライン・手紙などによるアウトリーチ活動、情報収集、関係機関等への同行支援

【 実施目標 】

指標	内容	基準値 (令和6年度実績)	目標値 (令和12年度)
アウトリーチを通じた継続的支援の実施件数	アウトリーチ支援の実施延べ件数	3件	10件

4) 参加支援事業 (法第106条の4第2項第2号)

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、本人と支援メニューのマッチングを行うとともに、新たに社会資源への働きかけや既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズに合った支援メニューを作成します。

加えて、本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップを行います。受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っている場合にはサポートを行います。なお、支援にあたっては重層的支援会議を開催して支援プランを策定します。

- 社会とのつながりをつくるための支援を行う
- 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューを作成する
- 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

本村が実施する具体的な事業は、次のとおりです。

対象となる事業	村の実施する事業及び体制
参加支援事業 (法第106条の4第2項第2号)	【対象者】 住民 【実施方式】 一部委託 【委託先】 関川村社会福祉協議会 【所管課】 健康福祉課 【内容】 複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例に対して支援を行います。

【 実施目標 】

指標	内容	基準値 (令和6年度実績)	目標値 (令和12年度)
参加支援事業実施件数	居場所、ボランティア、就労などの社会参加につながった件数	-	5件

5) 地域づくり事業 (法第106条の4第2項第3号)

各分野の地域づくりに向けた支援を実施するほか、支援対象者の拡充により、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所の確保を行います。交流できる場や居場所は、支援対象者の状況により、新たに設置または拡充し、ニーズに合った場所を検討します。交流できる場や居場所は、住民と地域の多様な活動とのつながりが生まれる環境を整備し、支援における関係者が集い、関係性を深める場（プラットフォーム）としての環境も推進します。

これらの支援により、居場所・交流・参加・学びの機会を生み出し、社会参加を促すことで孤立を防ぐとともに、様々な担い手が出会い、住民主体の多様な地域活動が生まれることで、地域活動の活性化や支え合い・見守り等の取組の推進、新たな社会参加の場の創出などが自発的に生まれる地域の醸成を図ります。

- 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- 交流・参加・学びの機会を生み出すために、個別の活動や人をコーディネートする
- 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

本村が実施する具体的な事業は、次のとおりです。

対象となる事業	村の実施する事業及び体制
<p>一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業） （介護保険法第115条の45第1項第2号）</p>	<p>【対象者】65歳以上の高齢者及びその支援のための活動に係る者 【所管課】健康福祉課 【内容】地域の身近な場所で介護予防活動等を継続できるよう支援します。</p>
<p>生活支援体制整備事業 （介護保険法第115条の45第2項第5号）</p>	<p>【対象者】住民 【実施方式】委託 【委託先】関川村社会福祉協議会 【所管課】地域福祉課 【内容】地域住民が主体となり、地域資源や困りごとを把握・整理し、地域課題の解決に向けて話し合いながら、支え合い活動を推進できる組織・人材の育成を推進します。</p>
<p>地域活動支援センター事業 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号）</p>	<p>【事業名】地域活動支援センター事業 【対象者】障がいのある人及びその家族等 【実施方式】委託 【委託先】関川村地域活動支援センターさくら工房 【所管課】健康福祉課 【内容】障がいを抱えている方の日常生活や社会生活をサポートし、創作的活動または生産活動の機会提供と地域社会との交流の促進を図ります。</p>

<p>地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)</p>	<p>【対象者】 就学前の親子 【実施方式】 直営 【実施先】 健康福祉課 【所管課】 健康福祉課 【内容】 就学前の親子の育児不安の解消や保育に関する保護者同士の情報交換、保育士による相談活動等を通して子育て支援を行います。</p>
<p>生活困窮者支援等のための地域づくり事業 (生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱)</p>	<p>【対象者】 住民 【実施方式】 委託 【委託先】 関川村社会福祉協議会 【所管課】 健康福祉課 【内容】 地域の福祉ニーズを把握するための調査の実施や、地域のインフォーマルな活動を行う活動拠点に関する取り組みを行います。</p>

【 実施目標 】

指標	内容	基準値 (令和6年度実績)	目標値 (令和12年度)
多世代型の居場所の数	誰でも参加可能な多世代型の居場所の設置数	3件	3件

4 事業の評価

本実施計画は、第3期関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画の進行管理と同様に、年度ごとに評価を行います。

進行管理の手法は、PDCAサイクルにより、計画の策定・推進母体である「第3期関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画推進委員会」へ定期的に諮りながら、実施計画の見直しの方向性や内容を決定します。

【 評価指標・数値目標 】

指標	令和 7 年度	令和 10 年度 (中間評価)	令和 12 年度
(重層的支援体制整備の実施により) 事業の趣旨や内容を理解し、 日々の業務に反映・活用でき ている割合	60%	80%	100%
(重層的支援体制整備の実施により) 関係機関と円滑に連携・協働で きている割合	80%	90%	100%
(重層的支援体制整備の実施により) 多機関との連携や相談支援体制 を通じて、支援過程における自 身の孤独感や心理的負担を軽減 できている割合	50%	70%	90%
(重層的支援体制整備の実施により) 複合化・複雑化した課題を抱え る世帯に対し、適切な支援や調 整を遂行できている割合	60%	70%	90%

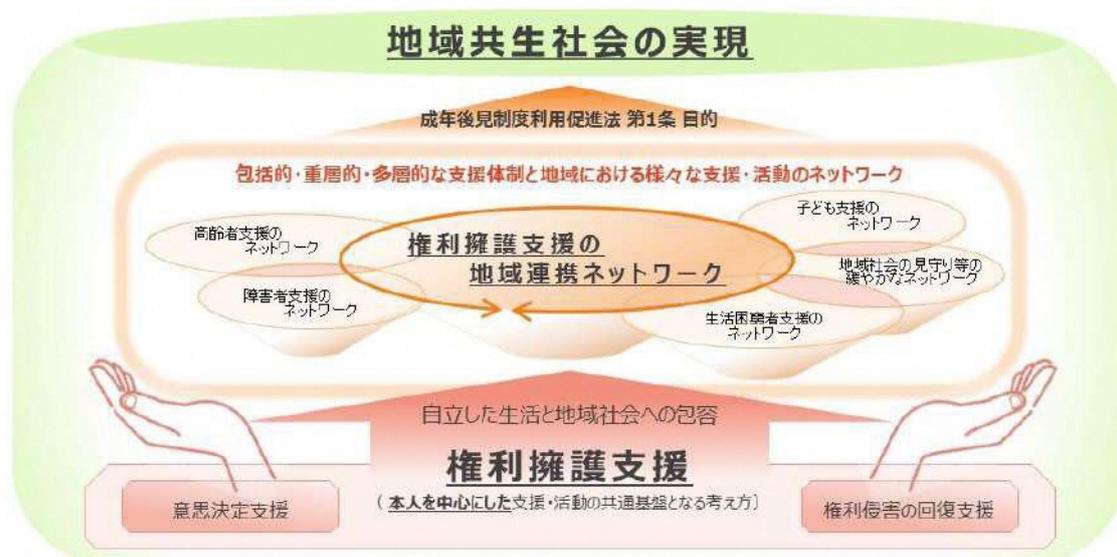
第6章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を擁護し、その人の希望する生活や財産管理を支援するための制度です。

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」は、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としており、これを踏まえて平成29年3月に第1期成年後見制度利用促進基本計画が、令和4年3月には第2期成年後見制度利用促進計画が閣議決定されました。

成年後見制度施策の推進は、村民の生活に密着に関わり、地域福祉の取組とも関連が深いことから、本村では本章を「関川村成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「本計画」という。）と位置づけ、関川村地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体的に策定し、関連施策へ取り組みます。



2 計画期間

本計画は、関川村地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体的に策定することから、計画期間は、関川村地域福祉計画・地域福祉活動計画に合わせ、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や制度の見直し等、状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

3 成年後見制度利用促進に関する現状

(1) 成年後見制度利用状況

本村の令和7年7月時点の法定後見における成年後見人等の受任者については、第三者後見における割合が6割であり、親族後見は2人となっています。法人後見の実績はありません。また、任意後見は0人となっています。

単位：人

区分	内訳（人数）
利用者数	5
類型	成年後見：5 / 保佐：0 / 補助：0 / 任意後見：0
申立区分	首長申立：2
後見人区分	専門職：3 / 専門職以外：2
利用期間	開始1年以内：2

(2) 成年後見制度村長申立て数

本村における成年後見制度村長申立て数は、令和2年から令和6年までで2件となっています。

単位：件

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
村長申立て	1	1	0	0	0

資料：関川村

(3) 日常生活自立支援事業利用者数

関川村社会福祉協議会でやっている日常生活自立支援事業利用者は、令和2年から令和6年までで7件となっています。

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	2	1	1	1	2

4 成年後見制度利用促進に向けた施策

(1) 基本的な考え方

人口減少や高齢化が進行する中、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを、地域社会全体で支え合うことが求められています。そのためには、判断能力が不十分となり、自分にとって必要なことを意思決定することが難しい状態になっても、安心して地域生活が送れるよう地域での支え合い活動を推進し、多様な活動主体の連携を深め、必要な権利擁護支援につなげることができる地域づくりが大切です。

本計画は、関川村地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念である「支え合う ふくしで村づくり せきかわ」で示された理念と方針を共有しつつ、本村の成年後見制度の利用を促進していくための基本目標を定めます。

(2) 基本目標

判断能力が十分でない人が、自身の意思や権利が尊重され、地域で自分らしい生活を送るためには、地域住民や関係機関等の見守り等を通じた成年後見制度への利用支援や、関係機関との連携による支援体制の構築が必要です。

本計画では「成年後見制度の普及啓発」「安心して成年後見制度を利用できる環境づくり」「権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化」「市民後見人の養成と活動支援体制の充実」を軸として、判断能力が十分でない人が適時適切に制度利用できるように村一体としてサポート体制を構築するため、村民へ制度周知するとともに、相談窓口を明確にし、制度を利用したことにより安心した自分らしい暮らしを実感できる地域となることを基本目標とします。

5 施策の展開

(1) 成年後見制度の普及啓発

成年後見制度について、村民や関係機関の正しい理解を促すため、広報や啓発活動を進めます。

施策	取組内容
成年後見制度の周知	○パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載等により成年後見制度を周知します。 ○民生児童委員協議会、地域ケア会議、地域自立支援協議会等を通じ、関係機関等へ権利擁護センターを周知します。
研修会の開催	○住民向け、関係機関向けの研修会や事例検討会を開催し、成年後見制度の理解が深まるよう取組みます。

(2) 安心して成年後見制度を利用できる環境づくり

高齢や障がいにより、判断能力が不十分な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現に向け、成年後見制度を広く生活に定着させるため、成年後見制度を利用者が安心して利用できる環境づくりを進めます。

施策	取組内容
相談支援の充実	○権利擁護センターにおいて村民・関係機関等からの相談を受け付け、必要な助言を行います。
日常生活自立支援事業からの円滑な移行	○日常生活支援事業の利用者が、必要に応じて円滑に成年後見制度へ移行できるよう支援します。
村長申立てが必要な人の早期発見	○庁内関係課や地域包括支援センター、基幹相談支援センター等と連携して、村長申立てが必要な人の早期発見・早期支援に努めます。
村長申立ての迅速化	○受任調整会議等による検討の結果、村長申立てが必要と判断した場合には、村長が後見開始等の申立てを行い、迅速な制度利用につなげます。
法定後見人への報酬費用の助成	○生活保護受給者等の生活困窮者であって、法定後見人への報酬等の支払いが困難な場合には、成年後見制度利用支援事業に基づき、報酬費用を助成します。
法人後見団体への支援	○身近な関係機関である社会福祉協議会が行う法人後見事業を支援します。

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

成年後見制度の利用が困難な状況にある人への支援や、多様な機関の連携、地域課題の解決に向けた検討などを行うことにより、成年後見制度を利用する人を関係者が一体となって支えるネットワークを強化します。

関川村社会福祉協議会内の権利擁護センターを中核機関とし、成年後見制度の利用促進を図ります。中核機関は、村や関係機関と連携のもと、地域連携ネットワークの「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」の強化に努めます。

施策	取組内容
権利擁護センター運営協議会の設置・運営	○成年後見制度の利用促進及び権利擁護支援の中核的な役割を担う権利擁護センターを設置します。 ○運営協議会において、成年後見制度の利用促進や権利擁護支援の取組状況について協議・検討を行います。

	○地域の課題やニーズを把握し、権利擁護支援体制の充実に向けた取組を推進します。
--	---

(4) 市民後見人の養成と活動支援体制の充実

市民後見人養成講座を開催し、成年後見制度の担い手の養成を行います。市民後見人養成後は、修了者を対象としたフォローアップ研修等の実施により、修了者が制度や法律の改正等の最新情報を知り、より発展的な知識を習得し活動に活かす機会をつくります。

また、家庭裁判所により審判を受けた市民後見人への活動支援として、権利擁護センター職員による相談体制や弁護士、司法書士等による相談ができる体制を整備し、市民後見人が安心して後見活動ができるよう関係機関と連携し支援します。

施策	取組内容
市民後見人養成講座の開催	○成年後見制度の担い手を確保するため、市民後見人養成講座を開催します。
市民後見人フォローアップ研修の開催	○市民後見人としての知識及び支援技術の向上を図るため、フォローアップ研修を開催します。
市民後見人への活動支援	○市民後見人が適切かつ円滑に活動できるよう、権利擁護センターにおいて相談支援を行います。 ○市民後見人の活動状況を把握するとともに、関係機関と連携し、活動しやすい体制整備を進めます。

第7章 再犯防止推進計画

1 背景

全国の刑法犯の認知件数が減少する一方で、検挙者に占める再犯者の割合（再犯率）は依然として高く、約半数に達している深刻な現状にあります。これは、近年、社会の分断化や2極化が進むことによって、経済的、精神的に生きづらさを抱える者が少なくなく、そこから抜け出すための支援を必要としている人が多くなっていることが要因です。

わが国では、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、犯罪を犯した人の生活の安定化や偏見などを解消していくことが重要と定めており、その人たちを地域の一人として受け入れられる社会づくり、社会復帰後に孤立させない福祉や雇用などの包括的な支援が求められています。

2 計画の位置づけ

「関川村防犯推進計画」は、平成28年に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項の規定に基づき作成される地方再犯防止推進計画として策定され、その施策が福祉分野との関係性が深い事を考慮し、「関川村地域福祉計画」と一体的に策定されるものです。

3 方針

住居や収入の不安定な状況、就業や就学等による偏見などに、福祉分野とともに取り組み、誰一人取り残さない多様な人を受容する地域共生社会の実現を目指します。

4 再犯防止事業の内容

(1) 社会復帰に向けた取組

罪を犯した人などの社会復帰に向けた就労や住居の確保などを進め、安定した生活が営めるよう支援します。

村の取り組み	社会福祉協議会の取り組み	実施・協力団体
・障がい者など支援を要する人への支援 ・生活困窮者への支援	・更生保護活動への協力 ・総合的な相談窓口 ・適切な支援の提供	国、県等公的機関 村上岩船地区保護司会

<ul style="list-style-type: none"> ・生きづらさを抱えた人への相談支援 		更生保護女性会 村 民生委員・児童委員 社会福祉協議会 地域包括支援センター ボランティア
---	--	--

(2) 地域の人たちへの啓発活動

地域の人たちが罪を犯した人への偏見をなくし、社会を明るくする運動などへの参加を促し、地域共生社会への理解が深められるように啓発活動を進めます。

村の取り組み	社会福祉協議会の取り組み	実施・協力団体
<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪者の社会復帰への理解啓発 ・企業経営者への就労理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・理解啓発への協力 ・就労支援の相談窓口 	村 社会福祉協議会 ハローワーク ボランティア 村内事業所

(3) 関係機関との連携強化

国や県、村上岩船地区保護司会などの外部組織や組織内の関連部署との連携を強化し、再犯防止を推進します。

村の取り組み	社会福祉協議会の取り組み	実施・協力団体
<ul style="list-style-type: none"> ・保護司会等への活動支援やPR ・福祉分野などとの支援体制の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司会等との情報共有 	国、県等公的機関 村上岩船地区保護司会 更生保護女性会 村 社会福祉協議会

第8章 計画の推進

1 計画の推進体制

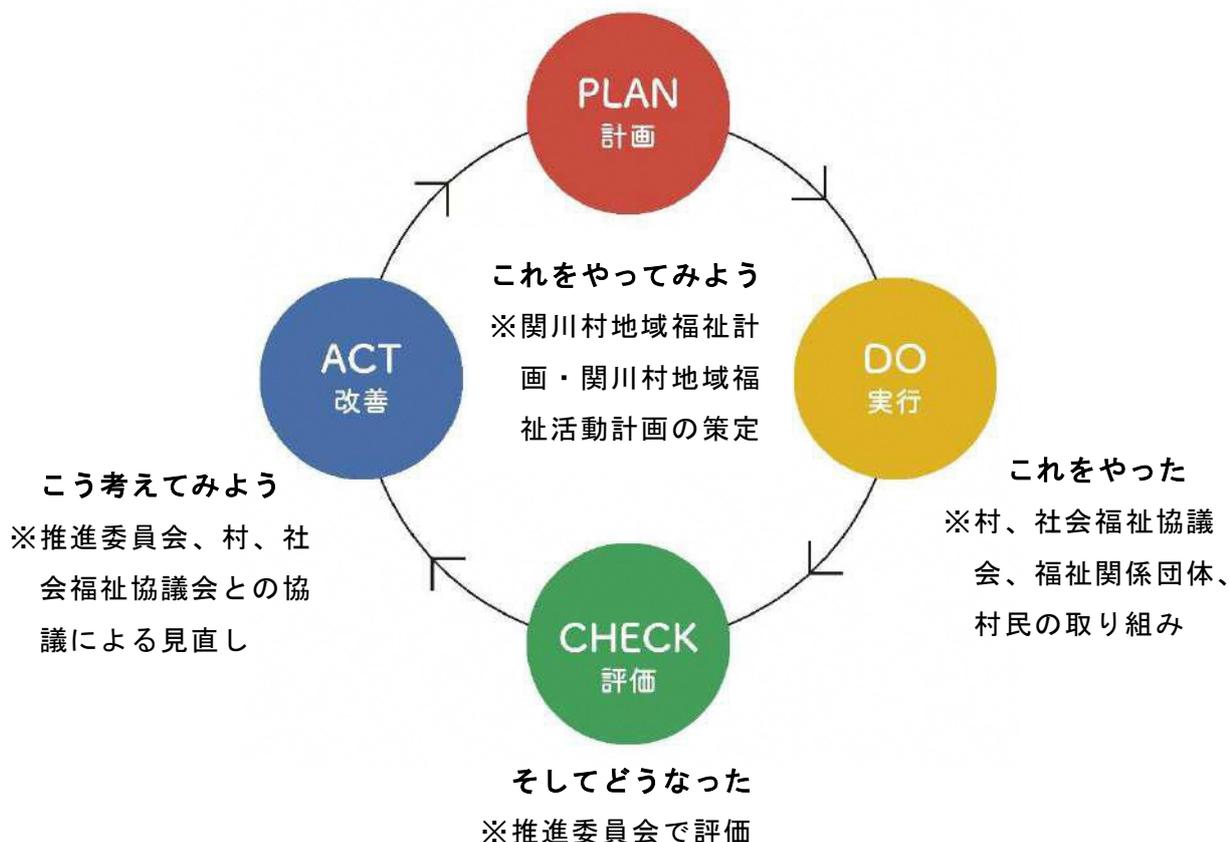
本計画の理念をはじめとする計画の内容を広く村民に共有し、地域福祉を推進するとともに活動への参画を促すため、様々な機会をとらえて計画の周知に努めます。

また、地域の多様な課題やニーズに対応していくため、村民や集落、コミュニティ、関係機関・団体等の地域を構成する様々な主体と村、社会福祉協議会との連携により、計画を推進していきます。

2 計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものとしていくため、施策の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その進捗状況を定期的に把握・評価（Check）したうえで、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルに沿って行うよう努めます。

また、地域住民、医療・福祉関係者、教育関係者、学識経験者等の代表者を委員とする関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画推進委員会において、計画の進行管理や評価検証・見直しを行います。



資料編

関川村地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく関川村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、地域福祉の推進について広く村民の意見を反映させるため、関川村地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、概ね20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 村内小・中学校長
- (5) 学識経験者
- (6) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

関川村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、関川村における地域福祉活動を計画的かつ効率的に推進するために関川村社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定することを目的として設置する地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、概ね20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから社協会長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 村内小・中学校長
- (5) 学識経験者
- (6) その他社協会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社協総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

**関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画
策定委員会委員名簿**

(区分内順不同・敬称略)
◎：委員長　○：副委員長

区分	氏名	所属	役職
第1号委員 地域の代表者	◎池田 高雄	関川村区長連絡協議会	会長
	○鈴木 久子	関川村民生児童委員協議会	会長
第2号委員 医療関係者	平田 丞	関川村国民健康保険関川診療所	所長
第3号委員 福祉団体関係者	近 美千代	一般社団法人えちごせきかわ四季の暮らし協議会	代表理事
	松田 裕美	関川村手をつなぐ育成会	会長
	平田 さよ	地域の茶の間	代表
	加藤 つや子	谷人倶楽部	総務
第4号委員 村内小・中学校長	伊藤 彰	関川小学校	校長
	櫻井 雅之	関川中学校	校長
第5号委員 学識経験者	川本 健太郎	神戸学院大学	准教授
第6号委員 その他必要と認める者	皆川 謙二	新発田地域振興局健康福祉環境部地域福祉課	課長
	渡邊 貴浩	新潟県社会福祉協議会地域福祉課	主任

事務局

関川村	田村 清洋	健康福祉課	課長
	佐藤 恵子	健康福祉課介護・高齢福祉班（地域包括支援センター）	主幹
	佐藤 正和	健康福祉課福祉保険班	主幹
関川村 社会福祉協議会	田村 弥一	関川村社会福祉協議会	事務局長
	高橋 正弘	関川村社会福祉協議会	事務局次長
	平田 達哉	総務課地域福祉係	係長
	菅原 清夏	総務課地域福祉係	主任
	佐藤 光輝	総務課地域福祉係	主事

第3期関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画の策定経過

開催日	会議名等	内容
令和7年4月23日	事務局検討会	素案の検討
令和7年5月21日	事務局検討会	素案の検討
令和7年6月5日	事務局検討会	素案の検討
令和7年6月25日	事務局検討会	素案の検討
令和7年7月1~31日	アンケート調査	区長、策定委員を対象に実施
令和7年7月17日	事務局検討会	素案の検討
令和7年8月8日	策定委員会	・計画の概要について ・アンケートの結果について
令和7年8月26日	事務局検討会	素案の検討
令和7年9月25日	事務局検討会	素案の検討
令和7年10月7日	事務局検討会	素案の検討
令和7年11月4日	事務局検討会	素案の検討
令和7年11月20日	事務局検討会	素案の検討
令和7年12月5日	事務局検討会	素案の検討
令和7年12月23日	事務局検討会	素案の検討
令和8年1月21日	事務局検討会	素案の検討
令和8年2月12日	事務局検討会	素案の検討
令和8年2月25日	事務局検討会	素案の検討
令和8年3月5日	策定委員会	第3期計画（案）について
令和8年3月〇日~〇日	パブリックコメント	素案への意見・提案を募集
令和8年3月日	策定委員会	・パブリックコメントの結果について ・第3期計画（案）について

パブリックコメント結果

第3期関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画の策定にあたり、計画案を公表し、広く村民の意見を募集しました。

1 意見募集期間

令和8年3月〇日～令和8年3月〇日

2 村民への周知

関川村および関川村社会福祉協議会のホームページに掲載し周知を図りました。意見は、郵送、FAX、電子メールおよび直接持参で提出可としました。

3 募集結果

意見数：〇件

第 3 期
関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画

関川村重層的支援体制整備事業実施計画

関川村成年後見制度利用促進基本計画

関川村再犯防止推進計画

発 行 令和 8 年 3 月

発行者 関川村・社会福祉法人関川村社会福祉協議会

編 集 関川村 健康福祉課

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地

TEL 0254-64-1472 FAX 0254-64-0505

社会福祉法人関川村社会福祉協議会 総務課

〒959-3264 新潟県岩船郡関川村大字上関 522 番地 38

TEL 0254-64-0111 FAX 0254-64-3180

